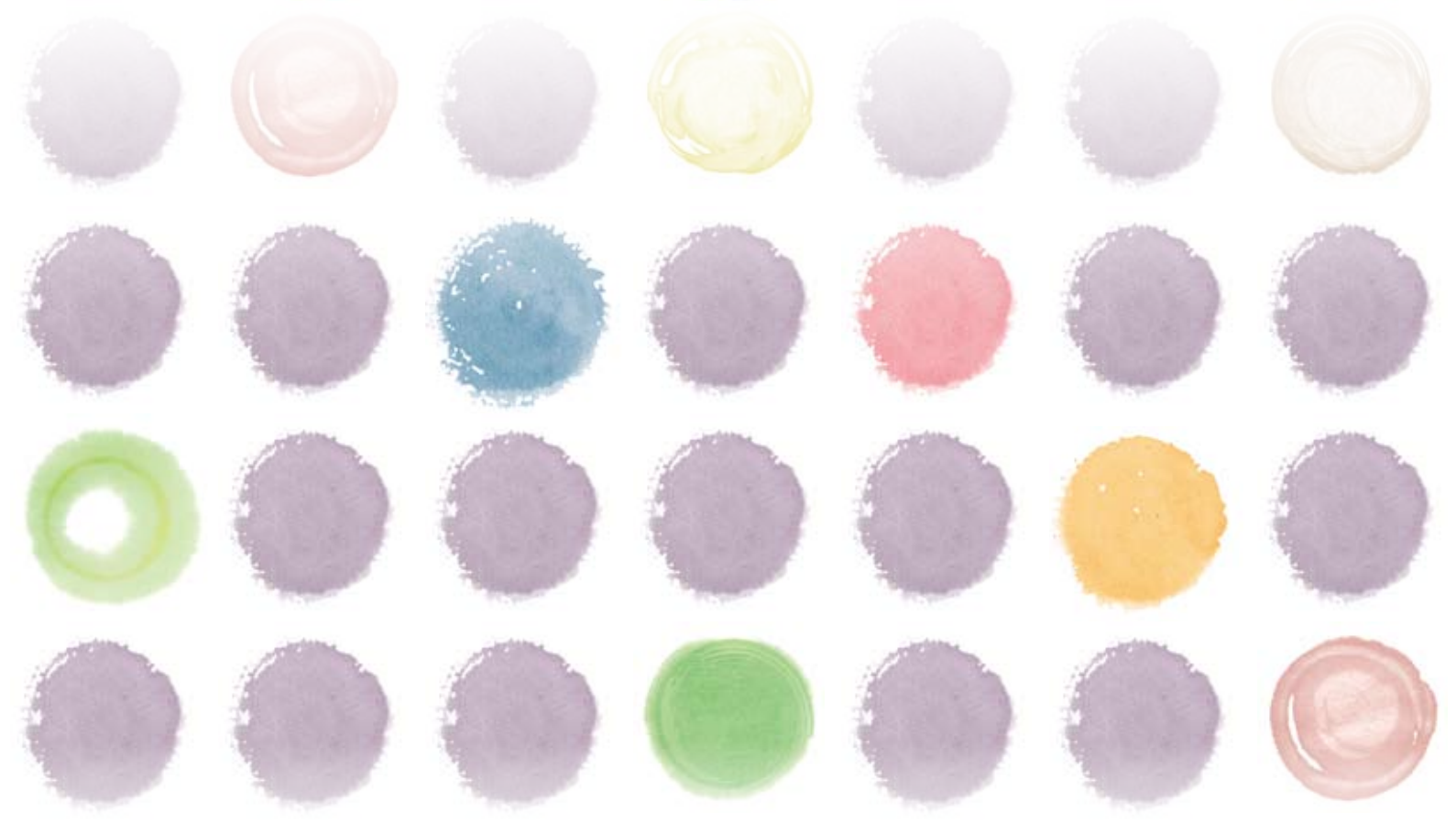


西東京市第3次男女平等参画推進計画  
西東京市配偶者暴力対策基本計画



平成26年3月



西東京市





西東京市第3次男女平等参画推進計画  
西東京市配偶者暴力対策基本計画の  
策定にあたって



西東京市長 丸山 浩一

西東京市では、2004（平成16）年に「西東京市男女平等参画推進計画」、2009（平成21）年に「西東京市第2次男女平等参画推進計画」を策定し、市民と協働で取り組むこと、庁内の関係部課が連携して全庁的に取り組んでいくこととし、市民参加を含めた男女平等参画推進委員会により、毎年のお取り組みの実施状況を点検・評価してまいりました。

計画の策定から5年が経過して、少子高齢化や、経済状況などの社会経済情勢は、一段と厳しい時代となってきました。

2011（平成23）年に発生した東日本大震災を契機に、災害時はもとより日頃からの男女平等参画の視点による準備が重要であることが、再認識されました。

こうした現状を踏まえ、今回の計画では、「男女の固定的性別役割分担意識の解消」、「男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進」、「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」、「男女平等推進センター パリテの事業の充実」を5つの重点課題として掲げて、男女平等参画施策の推進をしてまいります。

また、重点課題でもあります基本目標Ⅱの課題Ⅱ-2「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」を「西東京市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、増加する配偶者等からの暴力に対しても取り組んでまいります。

最後に、この計画策定にあたりご指導、ご協力をいただきました男女平等参画推進委員会の皆様をはじめ市民の皆様には心から御礼を申し上げます。

平成26年3月



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> ……………	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨……………	3
2 計画の背景……………	3
3 計画の目的……………	7
4 計画の性格・位置づけ……………	7
5 計画の期間……………	7
<b>第2章 西東京市の現状と男女平等参画の課題</b> ……………	<b>9</b>
1 少子・高齢化と世帯構成の変化……………	11
2 女性の労働と男女平等参画……………	13
3 配偶者等からの暴力……………	15
4 男女平等参画を取り巻く課題……………	16
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> ……………	<b>19</b>
1 計画の基本理念……………	21
2 基本的考え方……………	21
3 基本目標と重点課題の設定……………	21
4 計画の体系……………	22
<b>第4章 計画の内容</b> ……………	<b>25</b>
基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進……………	27
Ⅰ-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消……………	30
Ⅰ-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進……………	32
Ⅰ-3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進……………	34
Ⅰ-4 経済活動における男女平等参画の推進……………	36
Ⅰ-5 地域活動における男女平等参画の推進……………	40
Ⅰ-6 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進……………	42
基本目標Ⅱ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶……………	45
Ⅱ-1 人権を尊重する意識の醸成……………	48
Ⅱ-2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援……………	50
(西東京市配偶者暴力対策基本計画)	

Ⅱ-3	男女平等を阻む暴力の防止	54
	(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)	
Ⅱ-4	性と生殖に関する健康支援	56
基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	59
Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり	62
Ⅲ-2	男性の家事・育児・介護への参加促進	64
Ⅲ-3	子育てへの支援	66
Ⅲ-4	介護への支援	68
基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	71
Ⅳ-1	男女平等推進センター パリテの事業の充実	74
Ⅳ-2	推進体制の整備と充実	76
Ⅳ-3	庁内の男女平等参画の推進	78
Ⅳ-4	男女平等参画推進計画の進行管理	80
◆	課題ごとの指標	81

## 資料編 83

1	男女平等参画推進に関する国内外の主な動き(年表)	84
2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	88
3	男女共同参画社会基本法	97
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	103
5	東京都男女平等参画基本条例	116
6	西東京市男女平等参画推進委員会条例	120
7	西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿	121
8	西東京市男女平等参画推進委員会開催経過	122
9	西東京市男女平等推進会議設置要綱	124
10	用語集	126

# 第1章 計画の策定にあたって





## 1 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2004（平成16）年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第1次計画」とする）を策定し、2009（平成21）年3月には第1次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第2次男女平等参画推進計画」（以下「第2次計画」とする）を策定しました。2008（平成20）年4月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。

西東京市における男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第3次男女平等参画推進計画」を策定します。

## 2 計画の背景

### （1）世界の中の日本の状況

#### ①国際的な指数にみる日本の状況

男女平等の状況を表す国際的な指数をみると、世界の中の日本の状況がよくわかります。2012（平成24）年には、HDI（人間開発指数）では187か国中10位、GII（ジェンダー不平等指数）では148か国中21位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）では135か国中101位となっています。日本は、保健分野や教育分野における数字が高いことからHDIやGIIの順位は比較的上位にありますが、政治分野や経済分野への女性の参画が遅れていることから、GGIの順位は低くなっています。

（注）

HDI（Human Development Index 人間開発指数）：「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測る指数。（出生時の平均寿命、知識、1人あたり国民総所得を用いて算出）

GII（Gender Inequality Index ジェンダー不平等指数）：国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする指数。（妊娠婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合、労働力率の5指標から構成）

GGI（Gender Gap Index ジェンダー・ギャップ指数）：男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済、教育、政治、保健の各分野から算出され0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

## ②女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、1979（昭和54）年の第34回国連総会で採択された条約であり、日本は1985（昭和60）年に批准しています。

締約国には政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女子差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められています。さらに、同条約第17条に基づき、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するための女子差別撤廃委員会が設置されています。2009（平成21）年8月、女子差別撤廃委員会は日本における取り組みに対する最終見解として勧告を出しました。勧告の内容は、雇用及び政治的・公的活動への参画促進、固定的性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題に対する取り組みなど、21項目にわたっています。

## （2）日本の動き

### ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

2007（平成19）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が改正され、市町村にも配偶者暴力対策基本計画の策定と、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが努力義務となりました。

また、配偶者以外の交際相手からの暴力とその被害者の保護のあり方が大きな問題となっていることから、2014（平成26年）1月には、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大しました。

### ②育児・介護休業法の改正

2009（平成21）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、子育て期間中の働き方の見直し（短時間勤務制度・所定外労働（残業）の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充）、父親も子育てができる働き方の実現（パパ・ママ育休プラスなど）、仕事と介護の両立支援（介護のための短期の休暇制度の創設）、実効性の確保（苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設など）が盛り込まれました。

### ③「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について政労使トップによる合意

2010（平成22）年6月、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえて新たな視点や取り組みを盛り込み、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、政労使トップによる新たな合意が結ばれました。行動指針には、地方公共団

体の取り組みとして、地域の実情に即した取り組み（住民の理解や合意形成促進、NPO等の活動を通じた中小企業経営者等の取り組み促進）、企業の取り組みの支援・促進（認証・認定制度、表彰、融資制度など）、多様な働き方に対応した多様な子育て支援、育児・介護等の社会的基盤形成が記載されました。

#### ④「第3次男女共同参画基本計画」策定

2010（平成22）年12月、国は、男女共同参画社会基本法の施行から10年の反省を踏まえ、実効性のあるアクションプランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。第3次基本計画では、固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」などの関連施策との密接な連携を図るとしています。また、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進について、改めて強調している視点として掲げ、15分野にわたる施策を網羅しています。

#### ⑤男女共同参画の視点による「防災基本計画」の改正

1995（平成7）年の阪神淡路大震災以降、2005（平成17）年、2008（平成20）年に国の「防災基本計画」が改正され、男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮が盛り込まれました。さらに、東日本大震災の発生後、2011（平成23）年12月と2012（平成24）年9月にも、避難場所における女性や子育て家庭のニーズへの配慮や応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点をより具体的に記載し、計画を改定しています。

### （3）東京都の動き

#### ①「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン」の改定

2012（平成24）年3月に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を改定しました。重点課題として、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止を掲げ、配偶者からの暴力の防止に関する具体的な施策は「東京都配偶者暴力対策基本計画」に掲載しています。

## ②「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定

「東京都配偶者暴力対策基本計画」の計画期間が2011（平成23）年度で終了するため、2012（平成24）年3月に計画を改定しました。改定後の計画においては、施策推進上の中心的視点として、暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実、相談から自立まで被害者の視点にたった支援体制の強化、区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実の3点を掲げています。

## （4）西東京市の動き

### ①西東京市男女平等参画推進計画の策定

2004（平成16）年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす」を基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、6つの領域に沿って施策を推進してきました。その後、2007（平成19）年に西東京市民意識・実態調査を実施、2009（平成21）年3月に第1次計画の基本理念や取り組みの領域を継承しつつ、第2次計画を策定しました。庁内の横断的な組織である男女平等推進会議が、男女平等に関する施策の総合調整、施策の調査、研究および立案、計画の推進に関する業務を所掌しています。また、計画の進行管理にあたっては、市民参加の恒常的推進組織として男女平等参画推進委員会が毎年、実績評価を行っています。

### ②西東京市男女平等推進センター パリテの開設

2008（平成20）年、相談、学習、情報発信・交流などの機能を備えた「男女平等推進センター パリテ」を開設しました。男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として、パリテまつりの実施、相談事業、各種講座の開催、西東京市男女平等情報誌『パリテ』の発行などの事業を実施しています。施設運営にあたっては、企画運営委員会、利用者懇談会などを通して市民の意見を反映しています。

### ③男女平等推進担当課が生活文化課から、協働コミュニティ課に変更

2010（平成22）年の組織改正により、男女平等推進を担当する部署が生活文化課から協働コミュニティ課へと変わりました。これにより、男女平等参画社会の実現に向けて、企業や市民団体、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組む姿勢が明らかになりました。

### 3 計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

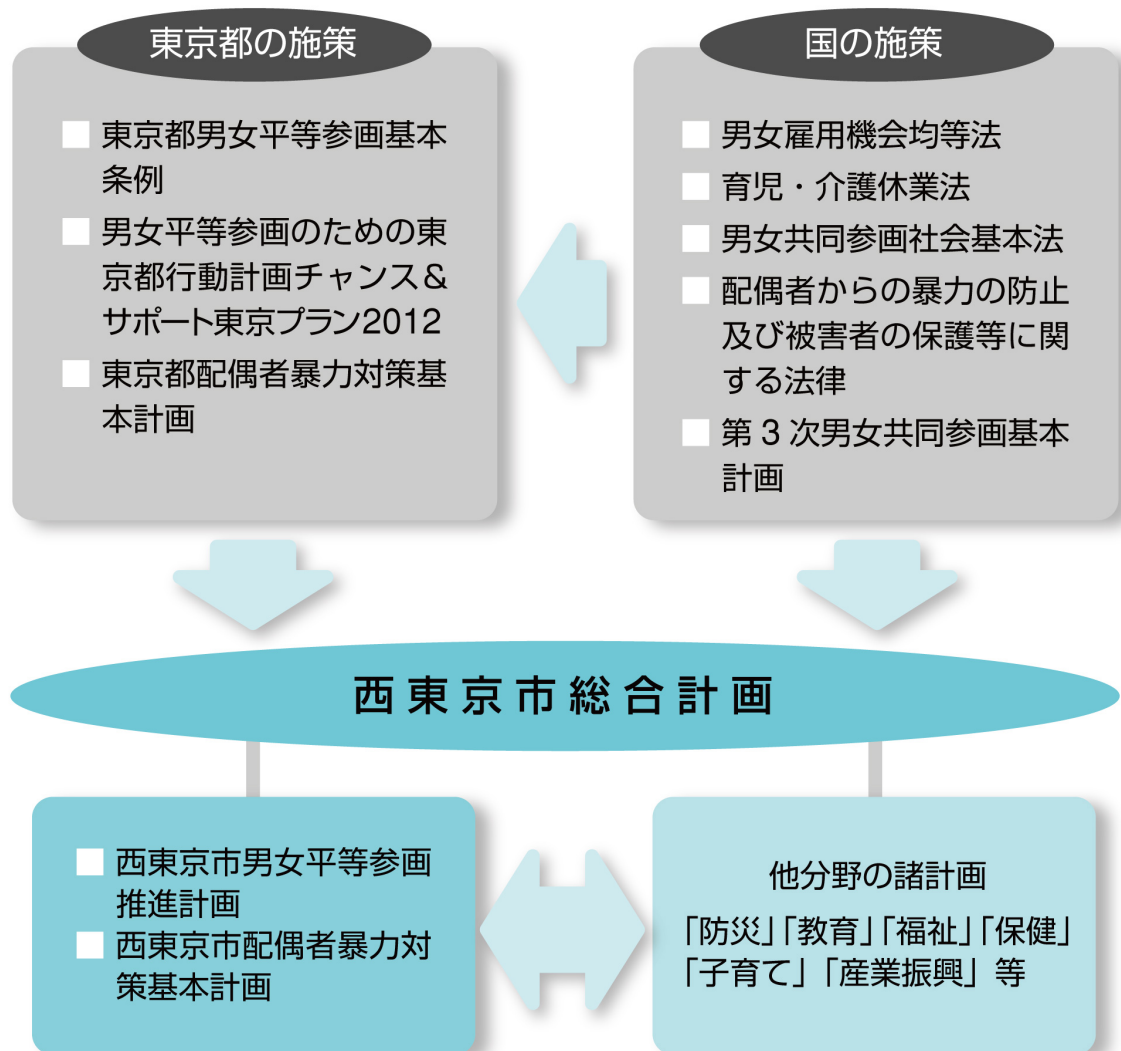
### 4 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第14条第3項）」です。
- (2) この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定します。
- (3) この計画の基本目標Ⅱ（人権の尊重とあらゆる暴力の根絶）の課題Ⅱ-2（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、男女平等参画社会をめざす第1次、第2次の計画を継承するものであり、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定します。
- (5) この計画は、西東京市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画とします。
- (6) この計画は、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (7) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。
- (8) この計画のうち、西東京市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていくものとします。

### 5 計画の期間

この計画の期間は、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年とします。

## 〈計画の位置づけ〉



## 第2章 西東京市の現状と 男女平等参画の課題





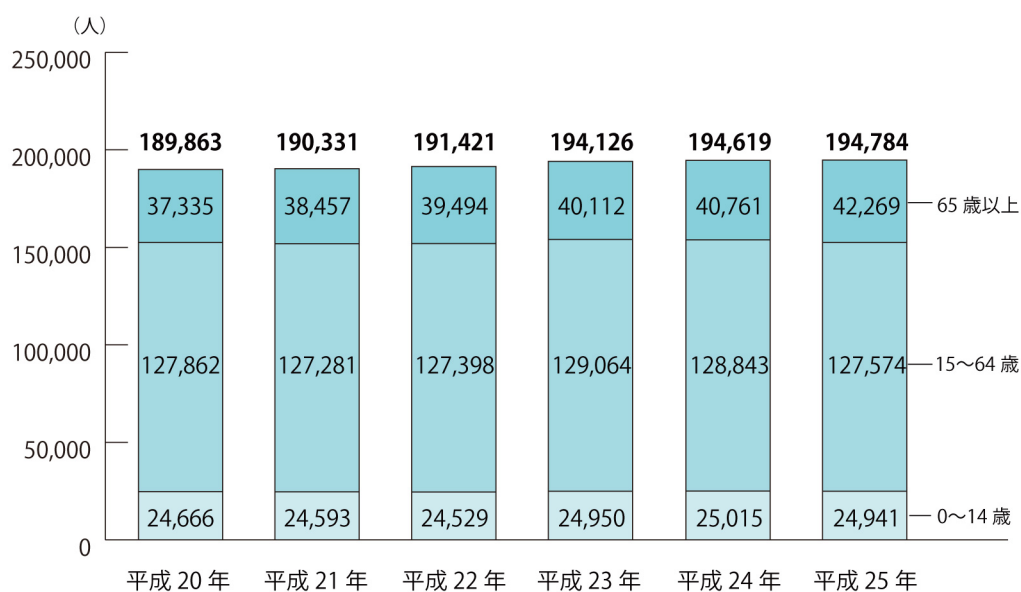
# 1 少子・高齢化と世帯構成の変化

## (1) 3区分別人口の推移

西東京市の人口は微増傾向にあり、平成25年1月1日現在で194,784人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、65歳以上の割合は、平成20年の19.7%から平成25年には21.7%と増加しています。0～14歳の割合は横ばいであり、13%程度となっています。今後も高齢化はすすむと予測されるため、高齢社会においても男女がいきいきと個性と能力を発揮できるための施策の充実が課題です。

図表 年齢3区分別人口構成・構成比（西東京市）



(%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	13.0	12.9	12.8	12.9	12.9	12.8
15～64歳	67.3	66.9	66.6	66.5	66.2	65.5
65歳以上	19.7	20.2	20.6	20.7	20.9	21.7

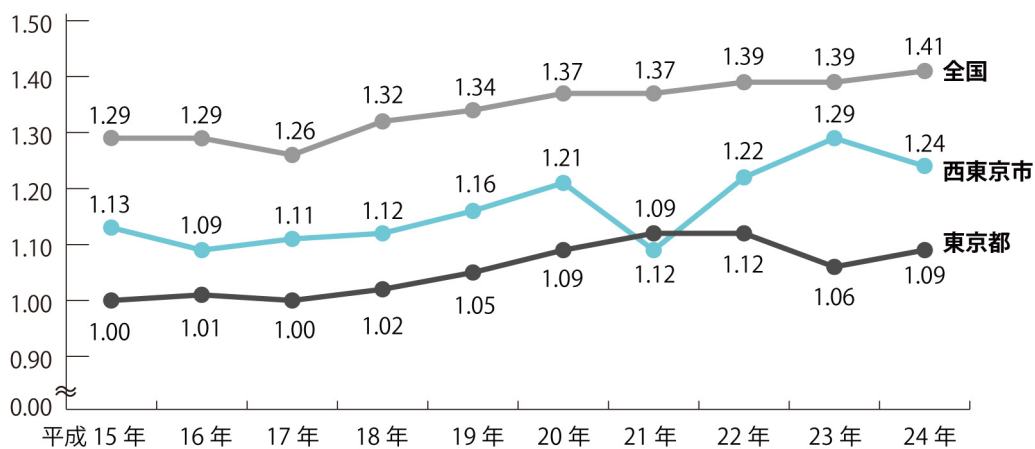
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (2) 合計特殊出生率

西東京市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、平成16年の1.09から平成20年の1.21までは上昇傾向です。平成21年に1.09となりますが、平成24年には1.24となり、東京都平均を上回っています。

しかし、全国平均は下回っており、0～14歳の年少人口も13%程度であることから、少子化対策、子育てへの社会的支援という方向性からも男女平等参画施策をすすめる必要があります。

図表 合計特殊出生率の推移（西東京市、東京都、全国）

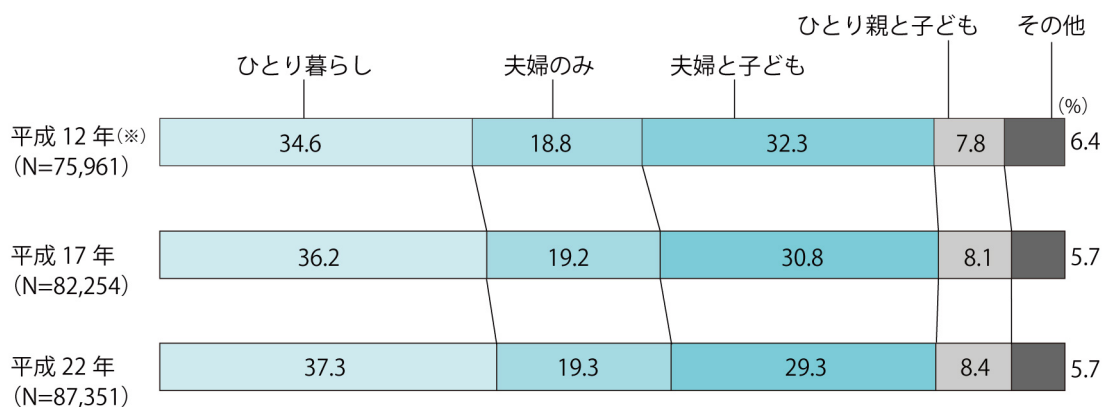


資料：人口動態統計

## (3) 世帯類型の変化

西東京市の世帯類型の構成比をみると、平成12年から平成22年にかけて、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」は増加し、一方で「夫婦と子ども」は減少しています。

図表 世帯類型構成比の推移（西東京市）



※田無市と保谷市の合計

資料：国勢調査

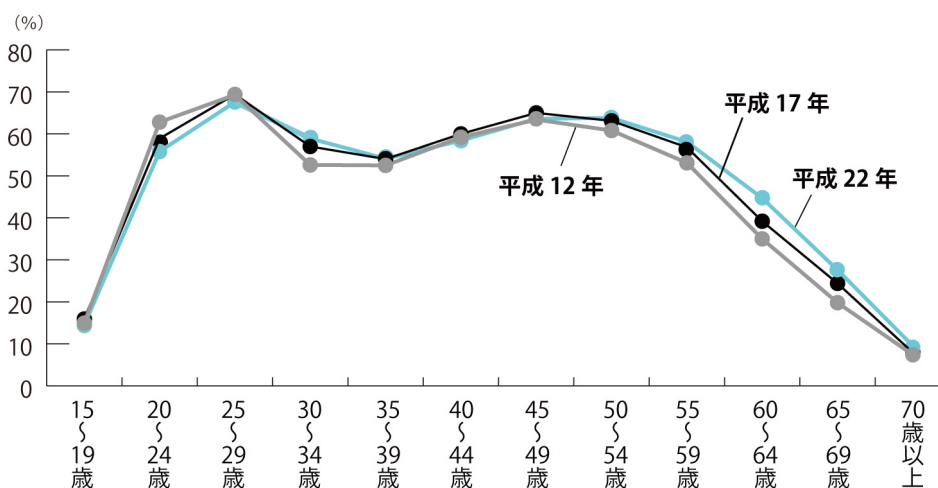
## 2 女性の労働と男女平等参画

### (1) 女性の労働力率

西東京市の女性の労働力率をみると、25～29歳で高くなっていますが、その後減少し、再び40～44歳で上昇しています。女性の労働力率は、いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向が分かります。平成12年、17年と比べて平成22年は、30～34歳と、60歳以降が高くなっていますが、35～39歳の労働力率はあまり変化がない状況です。

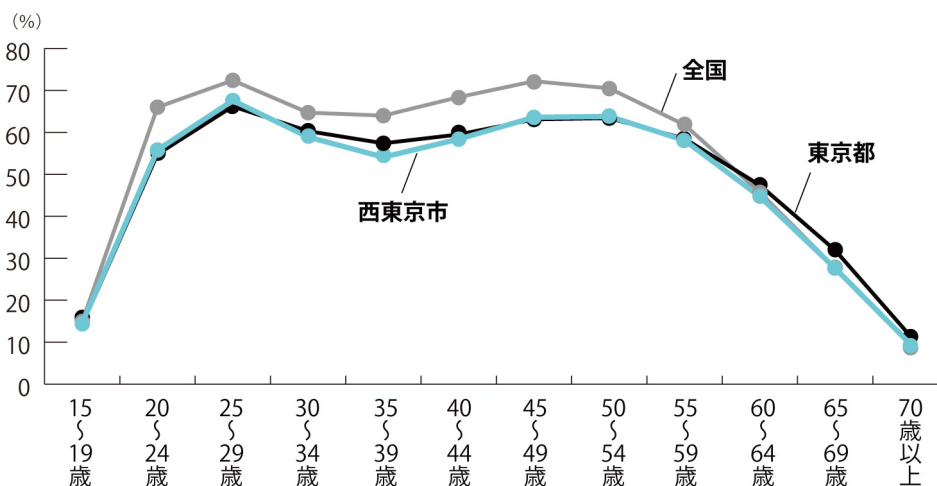
また、全国、東京都と比較すると、35～39歳のいわゆるM字の谷部分が低くなっています。

図表 15歳以上の年齢階級別女性の労働力状態の推移（西東京市）



資料：国勢調査

図表 15歳以上の年齢階級別女性の労働力状態の比較（西東京市、東京都、全国）



資料：平成22年国勢調査

## (2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

西東京市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、「地方自治法第202条の3に定める審議会（※1）」は31.8%、「地方自治法第180条の5に定める委員会（※2）」は15.8%、その他審議会等は38.5%となっており、東京都市町村部合計よりもそれぞれ高い割合となっています。

図表 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3)に定める審議会(※1)			地方自治法(第180条の5)に定める委員会(※2)			その他審議会等		
	委員総数	女性委員数	割合(%)	委員総数	女性委員数	割合(%)	委員総数	女性委員数	割合(%)
西東京市	689	219	31.8%	38	6	15.8%	226	87	38.5%
東京都特別区合計	13,850	3,531	25.5%	403	65	16.1%	14,331	4,883	34.1%
東京都市町村合計	13,859	3,645	26.3%	1,124	146	13.0%	9,286	3,447	37.1%
東京都区市町村合計	27,709	7,176	25.9%	1,527	211	13.8%	23,617	8,330	35.3%
東京都	1,175	293	24.9%	92	10	10.9%	962	169	17.6%

注：平成24年度（平成24年4月1日現在）、なお東京都については平成23年4月1日現在

資料：東京都ホームページ「区市町村の男女平等参画推進状況」

※1：第202条の3〔職務・組織・設置〕

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5〔委員会及び委員の設置〕（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
  - 一 教育委員会
  - 二 選挙管理委員会
  - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
  - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。
  - 一 公安委員会
  - 二 地方労働委員会
  - 三 収用委員会
  - 四 海区漁業調整委員会
  - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
  - 一 農業委員会
  - 二 固定資産評価審査委員会

### 3 配偶者等からの暴力

#### (1) 西東京市の相談状況

西東京市の婦人相談の延べ件数は、年度により上下していますが、平成 24 年度は 318 件となっています。

図表 西東京市婦人相談の相談件数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	231 件	363 件	215 件	318 件

資料：西東京市

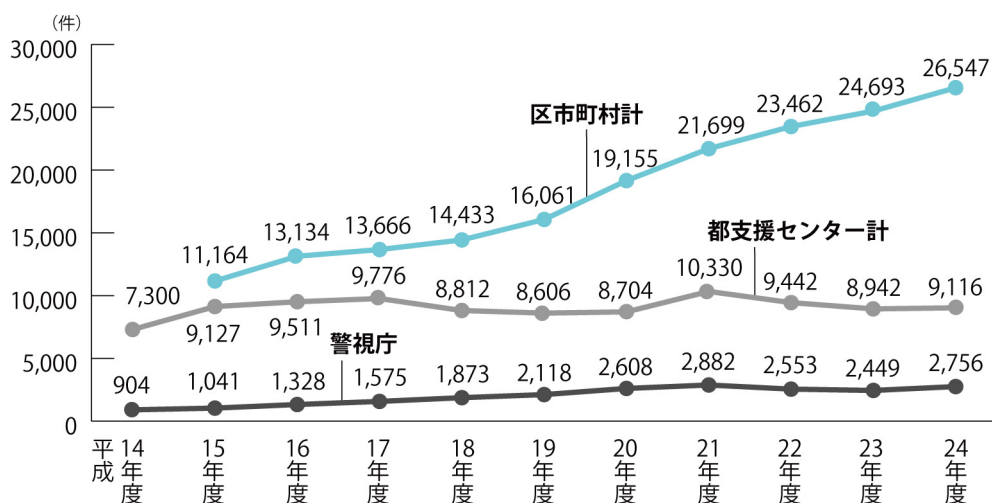
#### (2) 東京都内の相談状況

都内各相談機関における相談件数の推移をみると、東京都の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成 14 年度は 7,300 件でしたが、増減を繰り返しながらも増え、平成 24 年度は 9,116 件となっています。

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成 14 年度の 904 件から、平成 24 年度は 2,756 件と約 3 倍に増加しています。

区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件が平成 24 年度には 26,547 件と約 2.4 倍に増加しています。相談者が身近なところで相談できる体制が確保されてきた状況がうかがえます。相談件数は増加傾向にあるため、より一層の区市町村での体制の充実が望まれます。

図表 都内各相談機関における配偶者暴力等相談件数の推移



資料：東京都

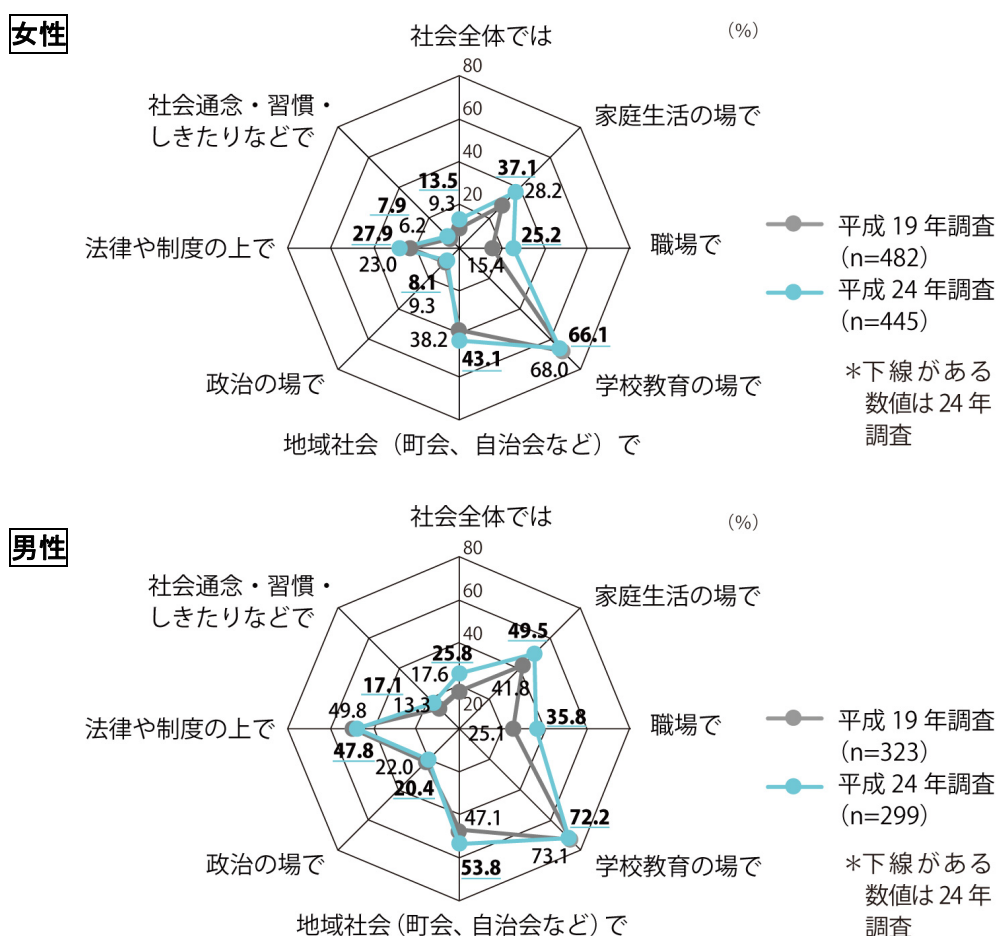
## 4 男女平等参画を取り巻く課題

### (1) 男女の地位の平等感

平成 24 年に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(以下「実態調査」という)では、男女の地位の平等感について、『家庭生活』、『職場』、『学校教育』、『地域社会(町会・自治会など)』、『政治』、『法律や制度』、『社会通念・習慣・しきたり』という7つの分野および『社会全体』についてたずねています。「男女の地位は平等になっている」と答えている割合は、学校教育の場では男女ともに約7割となっていますが、そのほかの分野では低く、社会全体においても、女性は 13.5%、男性は 25.8%にとどまっています

平成 19 年調査に比べて「平等」と感じた割合は増えていますが、依然として「男性優遇」と感じている割合が多くなっています。

図表 男女の地位の平等感(性別)【平成 24 年、平成 19 年比較】  
 <《平等》と回答した割合>



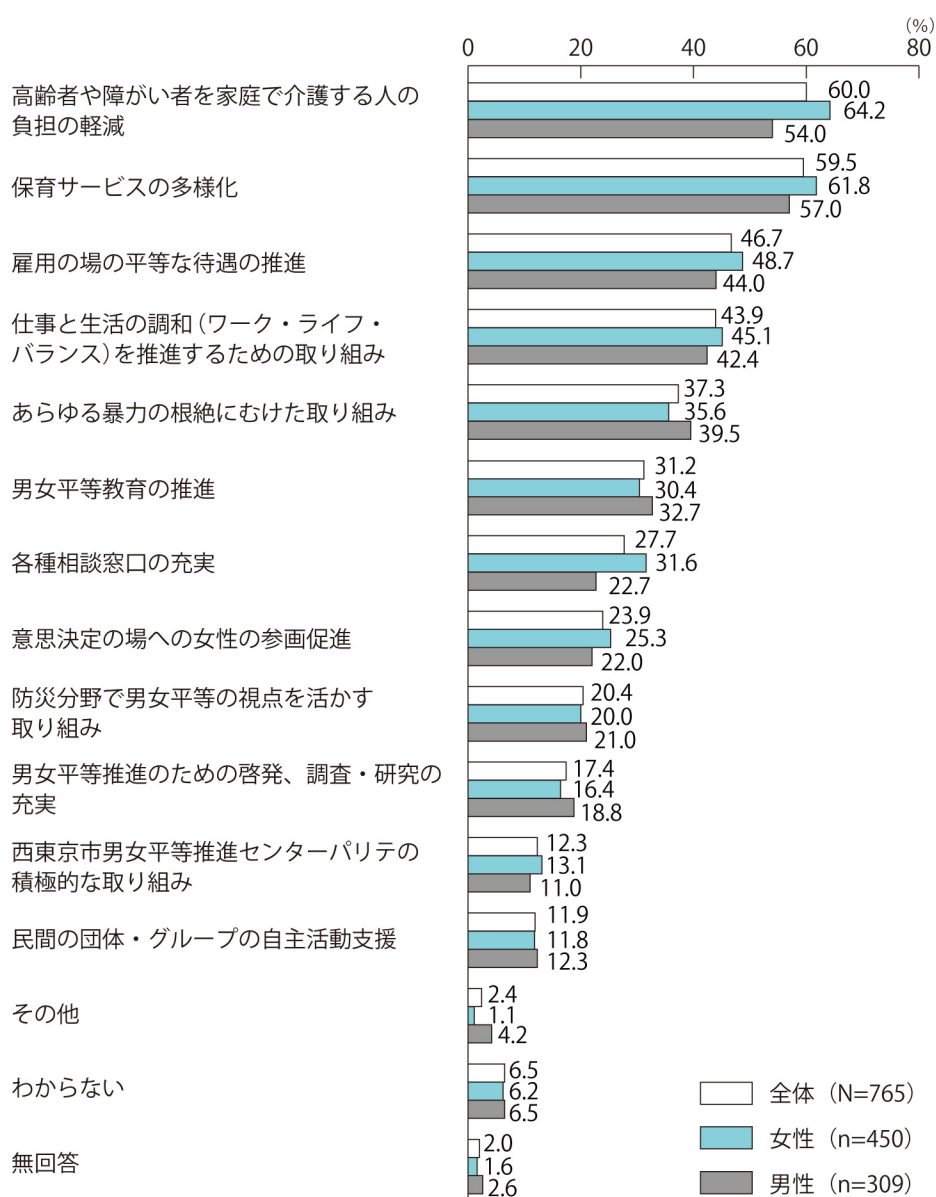
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成 24 年)

## (2) 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

実態調査では、男女平等をめざした取り組みのうち、西東京市が特に力を入れていくべき施策についてたずねています。

全体では、「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「保育サービスの多様化」といった施策が上位になっていますが、次いで「雇用の場の平等な待遇の推進」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取り組み」、「あらゆる暴力の根絶にむけた取り組み」、「男女平等教育の推進」が続いており、これら施策の充実を図ることが必要です。

図表 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）





## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

一人ひとりが自分らしく自立し  
いきいきと個性と能力を発揮できる  
社会をめざす

基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を掲げます。

### ◎人権の尊重

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

### ◎個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

### ◎男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

## 2 基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

## 3 基本目標と重点課題の設定

この計画では、4つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

## 4 計画の体系

### 基本理念

一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす

### 視点

#### 人権の尊重

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします

#### 個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします

#### 男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします

### 基本目標

#### 基本目標Ⅰ

あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

#### 基本目標Ⅱ

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

#### 基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

#### 基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

課題 (★は重点課題)

施策

I-1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消

- (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
- (2) 男女平等に関する学習機会の提供
- (3) メディア・リテラシーの普及と教育

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

- (1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施
- (2) 保護者・保育士・教員・地域等の男女平等意識の啓発
- (3) 関係部署を対象とした男女平等意識の啓発

I-3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

- (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用
- (2) 人材に関する情報の収集と整備

I-4 経済活動における男女平等参画の推進

- (1) 女性の就労支援
- (2) ひとり親家庭等の就労支援
- (3) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進
- (4) 女性農業者への支援
- (5) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

I-5 地域活動における男女平等参画の推進

- (1) 女性リーダーの育成と参画の促進
- (2) 地域活動等への男性の参画の促進
- (3) 市民活動団体との協働

I-6★ 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

- (1) 防災対策における女性の参画拡大
- (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

II-1 人権を尊重する意識の醸成

- (1) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

II-2★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援  
西東京市配偶者暴力対策基本計画

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 被害者の安全の確保と自立への支援
- (4) 市の体制整備と関係機関との連携強化

II-3 男女平等を阻む暴力の防止  
(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

- (1) 暴力の防止に向けた意識啓発
- (2) 暴力の被害者に対する支援

II-4 性と生殖に関する健康支援

- (1) からだと性に関する正確な情報の提供
- (2) 女性医療情報の充実に向けた取り組み

III-1★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
- (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
- (3) 男女ともに働きやすい環境づくりの支援

III-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

- (1) 男性の家事・子育てへの参加促進
- (2) 男性の介護への参加促進

III-3 子育てへの支援

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援の促進
- (3) ひとり親家庭への支援

III-4 介護への支援

- (1) 地域での支え合いのしくみづくり
- (2) 家族介護者への支援

IV-1★ 男女平等推進センター パリテの事業の充実

- (1) 相談機能の充実
- (2) 学習機能の充実
- (3) 情報機能の充実
- (4) 市民との協働

IV-2 推進体制の整備と充実

- (1) 庁内推進体制の充実・強化
- (2) 男女平等推進条例設置の検討
- (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

IV-3 庁内の男女平等参画の推進

- (1) 男女平等参画に関する職員の理解促進
- (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備
- (3) 管理的立場における女性職員の参画促進
- (4) 市発行物の表現における男女平等の視点の徹底

IV-4 男女平等参画推進計画の進行管理

- (1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理



## 第4章 計画の内容





## 基本目標Ⅰ

### あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

#### 現状と課題

##### ◆依然として根強い男女の不平等感

男女平等参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を發揮できる社会をいいますが、男女共同参画社会基本法が制定されてから10年以上を経過した現在も男女平等参画は十分にすすんでいません。

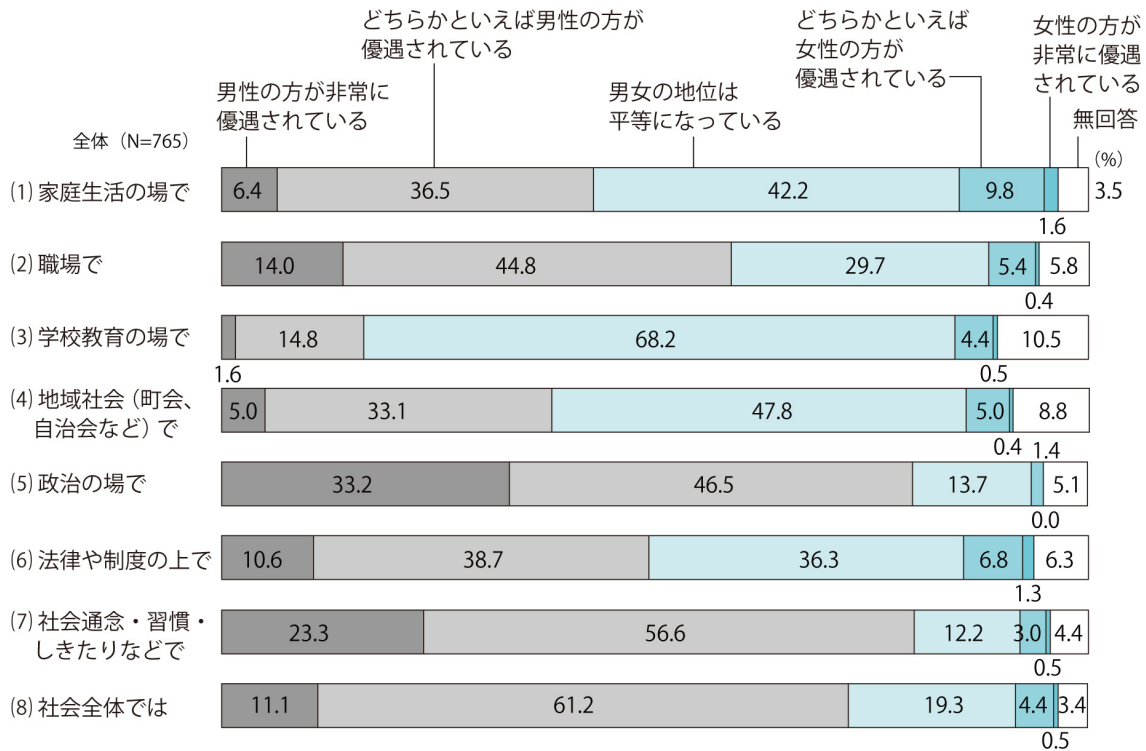
実態調査では、男女の地位の平等感について、『家庭生活』、『職場』、『学校教育』、『地域社会（町会・自治会など）』、『政治』、『法律や制度』、『社会通念・習慣・しきたり』という7つの分野および『社会全体』についてたずねていますが、『学校教育』を除くすべての分野において、『男性優遇』の割合が高く、特に『政治』、『社会通念・習慣・しきたり』では『男性優遇』が8割弱と高くなっており、『社会全体』においても『男性優遇』が7割を超えるなど、不平等感が強くなっています。

##### ◆解消されない「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識

こうした男女の不平等感が解消されない大きな要因の一つに、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識があります。実態調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の賛否をたずねたところ、女性は『反対』が『賛成』をやや上回っていますが、男性は『賛成』が5割を超えています。東京都調査と比べると、男女ともに、『賛成』とする割合が、東京都よりも高くなっており、性別役割分担を肯定する意識が強くなっています。

性別役割分担意識は人々の意識のみならず社会のあらゆる場に習慣やしきたりとして残っています。性別役割分担意識にとらわれず、女性が家庭のみならず地域や政治・経済などあらゆる場に参画すること、そして男性も家事・育児・介護に取り組み、地域活動に参画することをすすめる必要があります。

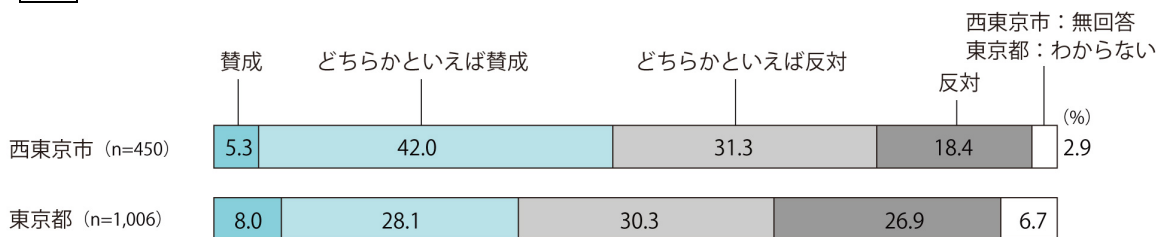
図表 男女の地位の平等感（全体）



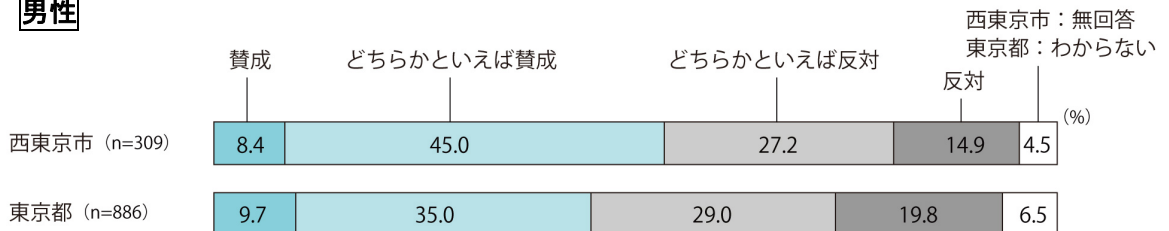
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

図表 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（性別）  
【東京都比較】

**女性**



**男性**



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）  
東京都「男女平等参画に関する調査」（平成 23 年）

◆あらゆる分野への男女平等参画

男女平等参画社会の実現に向けて、政策や方針決定過程への女性の参画は極めて重要です。国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」と目標を設定しています（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）。

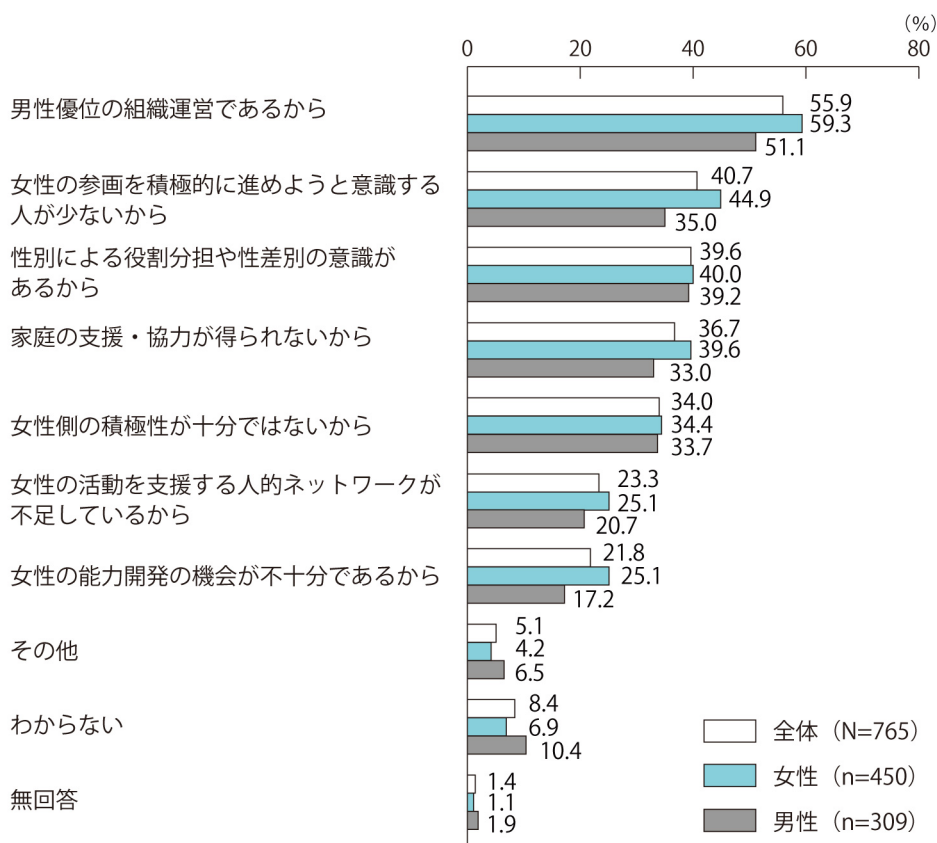
市においても、市政等への女性の参画を促進するとともに、経済活動や防災などのまちづくりに男女双方の視点が反映されるよう、女性の参画を支援する必要があります。

◆政策・方針決定過程に女性が参画するために必要なこと

実態調査で、政策や方針決定過程の女性の参画が少ない理由をたずねたところ、全体では「男性優位の組織運営であるから」が最も多く、「女性の参画を積極的にすすめよう意識する人が少ないから」、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」が上位にあがりました。

市では、こうした意見も踏まえながら、男女平等参画の推進に向けて一層の取り組みをすすめていきます。

図表 政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消 ★重点課題

男女平等の意識づくりは、これまでもさまざまな形ですすめられてきましたが、依然として男女の固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

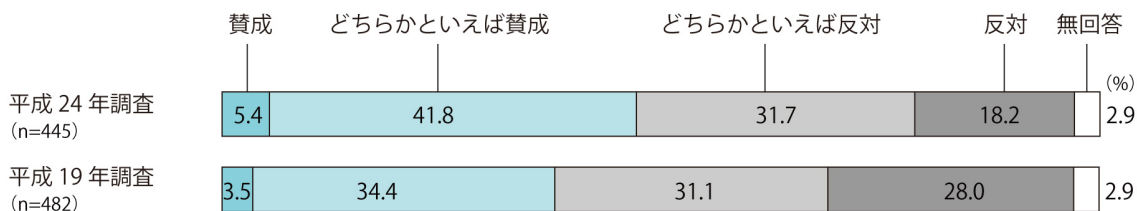
実態調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、平成19年調査と比較すると、男女ともに《賛成》とする割合が増えており、性別役割分担意識への肯定がみられます。

性別にとらわれず、市民一人ひとりが、いきいきと個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消をすすめます。

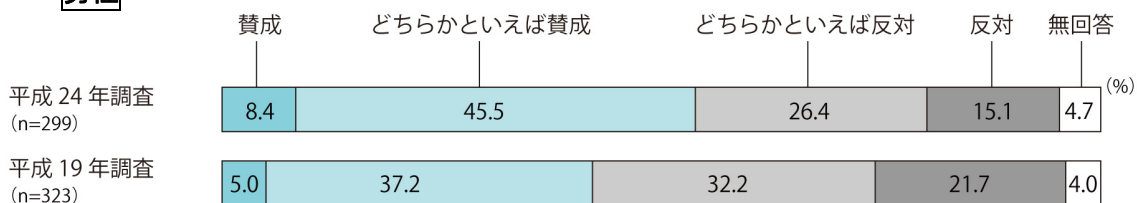
また、市民の考え方や意識に影響を及ぼすメディアの活用については、行政が人権尊重と男女平等参画の視点に配慮して情報を発信するとともに、市民がメディアからの情報を的確に理解し、主体的に判断できる能力を身につけることができるように支援します。

図表 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（性別）  
【平成24年、平成19年調査比較】

### 女性



### 男性



※平成19年調査は対象者の年齢が20歳以上70歳未満のため、平成24年調査も20歳以上70歳未満で再集計しています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

市民一人ひとりが、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等参画の意識を高め、個性と能力を發揮できるように意識啓発と情報提供の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティの発行と配布	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課 社会教育課 公民館 図書館
③パリティまつりの開催	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課

## (2) 男女平等に関する学習機会の提供

市民が生活におけるさまざまな問題について、男女の固定的性別役割分担意識に気づくとともに、男女平等参画について学べるように学習の機会を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 公民館
②資料の収集と図書の新し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の新し出しを行います。	協働コミュニティ課 図書館

## (3) メディア・リテラシーの普及と教育

市の広報物の表現において、人権尊重と男女平等に配慮した記述や表現が行われるように点検します。また、市民がメディアからの情報を、人権尊重と男女平等の視点にたって読み解き、判断する力を養えるように支援します。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの教育の実施	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及と教育を実施します。	協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

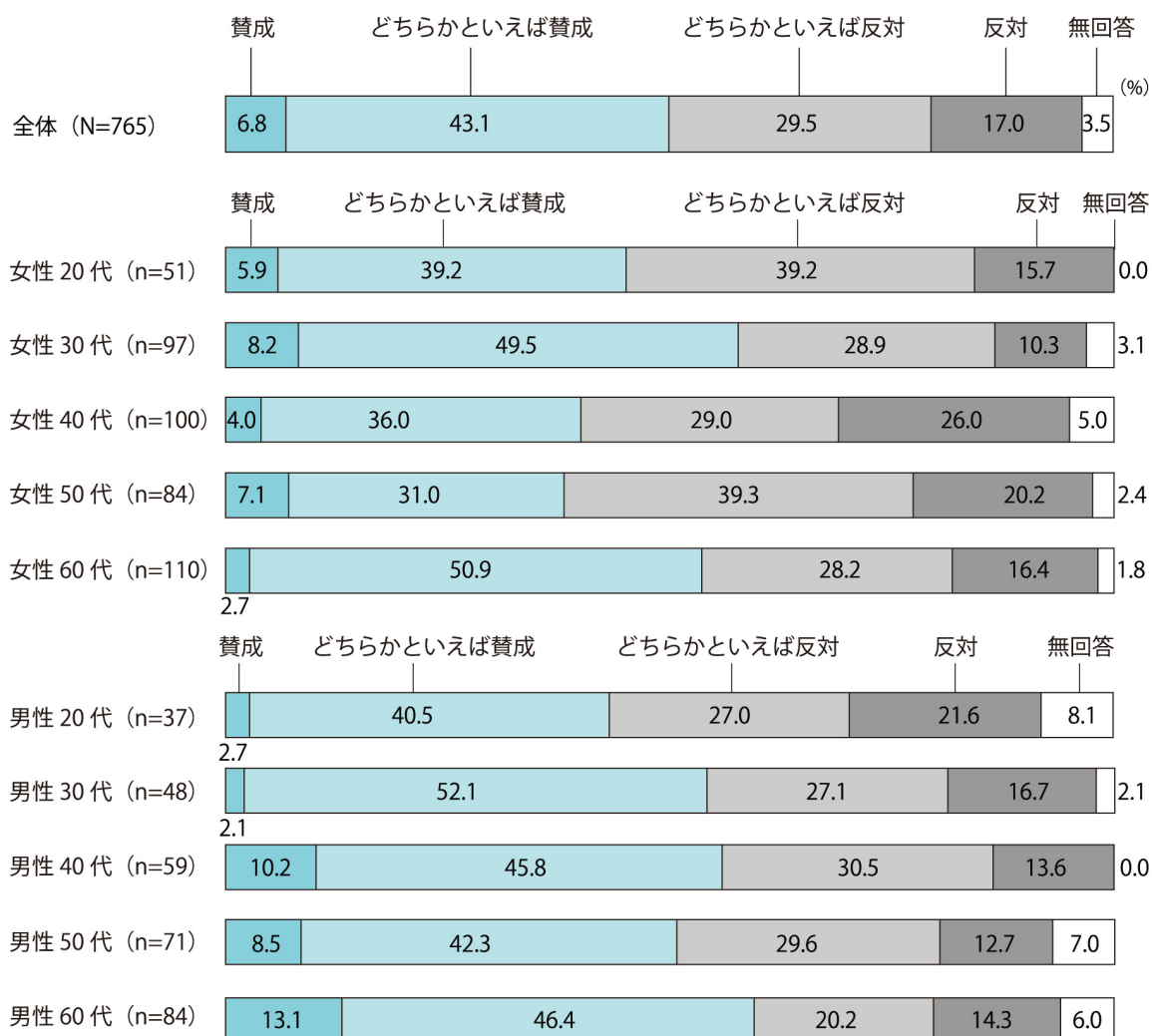
## I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。

実態調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、女性は30代と60代で《賛成》が《反対》を上回り、男性は30代以上で《賛成》が《反対》を上回る結果となっています。

男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる年代の市民が、男女平等参画社会について理解を深めるとともに、性別役割分担意識を解消できるよう取り組みをすすめます。

図表 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（全体、性・年代別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## (1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施

子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校等における男女平等教育をすすめます。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、生き生きと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課
② 固定的な性別役割にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、幅広い進路を提示し、指導します。	教育指導課
③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や妊婦体験、介護体験など、あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施します。	協働コミュニティ課 教育指導課
④男女平等参画の視点にたった公民館事業の実施	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図るため、男女平等の視点にたった講座を実施します。	公民館
⑤保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介します。	協働コミュニティ課 保育課 児童青少年課 図書館

## (2) 保護者・保育士・教員・地域等の男女平等意識の啓発

子どもたちの成長に深くかかわる、保護者、保育士、教員、並びに、地域で活動する民生委員・児童委員や地域の団体等に向けて、男女平等について理解と啓発を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課
②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発研修への参加促進	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、研修への参加者を増やします。	子育て支援課 保育課 児童青少年課
③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課
④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課

## (3) 関係部署を対象とした男女平等意識の啓発

市民が直接かかわることの多い、市の関係部署を対象に男女平等意識の啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課

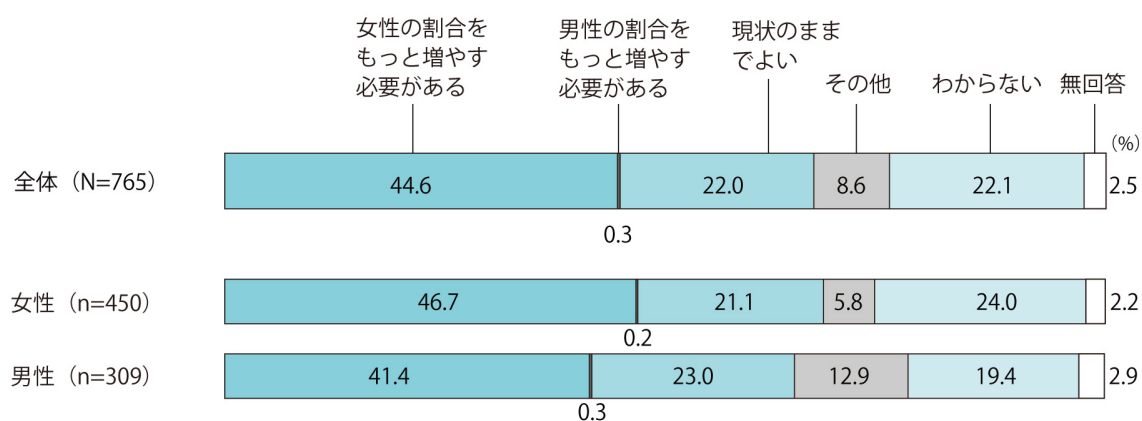
## I-3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

女性の社会進出はさまざまな分野ですすんでいます。政治、経済、社会などいずれの分野においても、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調です。

実態調査では、「西東京市では、市の審議会における女性委員の割合は34.1%、市議会における女性議員の割合は28.6%（平成24年7月1日現在）となっています。あなたはこの数字をどのように思いますか。」という問いに対し、男女ともに4割以上が「女性の割合をもっと増やす必要がある」と回答しています。

政策等に男女双方の視点を平等に活かすために、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に図ります。また、リーダーを担える女性の人材について情報を収集するとともに、審議会・委員会等への登用を図ります。

図表 市の審議会と市議会における女性の割合への考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）



## (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用

審議会や委員会等における女性の参画率の目標設定を行い、女性の登用をすすめます。また、女性が参画しやすい環境の整備を図ります。

事業	内容	担当課
①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上	審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課
②審議会等における女性の参画状況調査の実施	すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。	協働コミュニティ課 関係各課
③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課

## (2) 人材に関する情報の収集と整備

男女平等参画社会の実現をめざして活躍できる人材の発掘やリーダーの養成に積極的に取り組み、政策・方針決定過程への女性の登用を図ります。

事業	内容	担当課
①地域における女性のロールモデルの発掘と活用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課
②リーダー養成講座の実施	審議会や委員会、地域活動等、あらゆる場で男女を問わず男女平等参画の視点をもったリーダーを育成する。加えて女性がリーダーとして参画できるよう、リーダー養成講座を実施します。	協働コミュニティ課

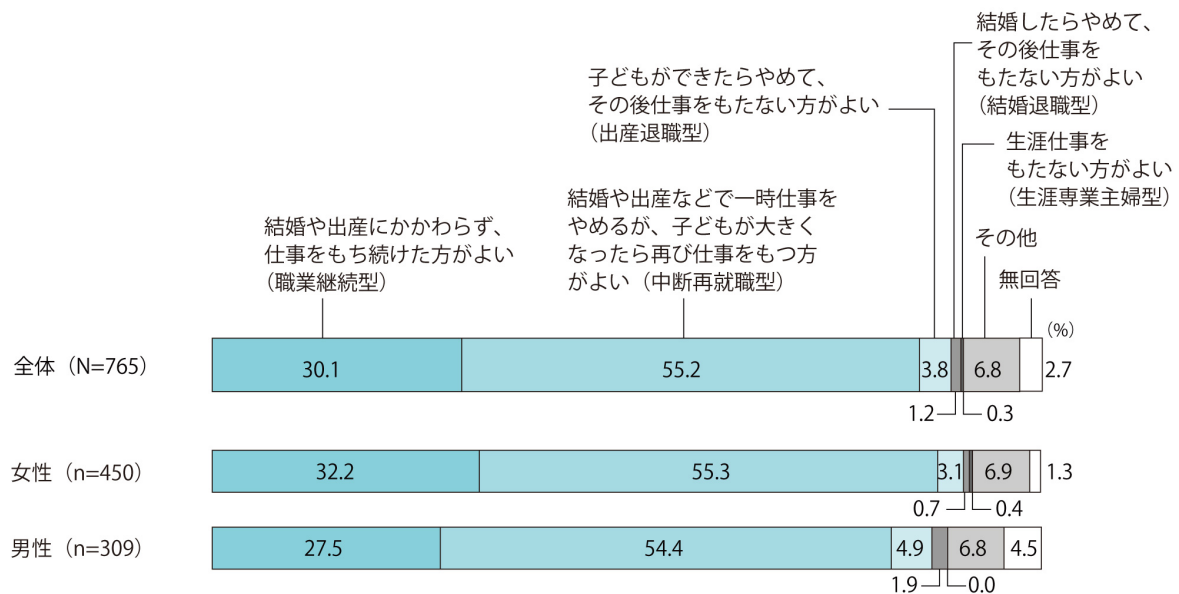
## I-4 経済活動における男女平等参画の推進

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、国では、女性の活躍促進は経済の再生や成長に不可欠であるとし、女性の活躍推進に向けた取り組みをすすめています。

実態調査によれば、職場においては、6割近くが《男性優遇》と感じており、働く場における男女の不平等感は依然として残っています。また、女性が仕事をもつことについては、女性も男性も「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい（中断再就職型）」が5割を超えています。

働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し、活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みをすすめます。

図表 女性が仕事をもつことについての考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## (1) 女性の就労支援

出産や子育て等で就労を中断した女性のために、就職相談や情報提供、就労準備講座等を開催し、女性の就労を支援します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座等を開催します。	協働コミュニティ課 産業振興課

## (2) ひとり親家庭等の就労支援

ひとり親家庭の母、父が経済的に自立できるように、就職相談や情報提供を実施するとともに、母子家庭自立支援給付金事業を実施します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、ひとり親家庭の就労機会の拡大を図ります。	子育て支援課 産業振興課
②母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業の周知を図ります。	子育て支援課

## (3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

市内企業や事業所を対象に、女性の積極的登用について情報提供を行い、登用に向けて働きかけを行います。

事業	内容	担当課
①ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課

#### (4) 女性農業者への支援

農家における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、意思決定過程への女性の参画を促進します。

事業	内容	担当課
①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課
②女性農業者の育成の検討	女性農業者との意見交換の機会を通じ、有効な支援策を検討します。	産業振興課

#### (5) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の経済的自立を促進し、かつ地域経済の活性化にもつながるよう、起業のための情報提供や相談、講座などを開催し支援を行います。

事業	内容	担当課
①起業に関する情報提供と相談の実施	商工会在運営する西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて、相談や講座の開催など、起業に関する情報提供と相談を行います。	産業振興課
②NPO 法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、市民活動・コミュニティビジネスに関する講座などを開催し、情報提供や相談、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課

## 西東京市男女平等推進センター パリテ

西東京市男女平等推進センター パリテは、学習・相談・交流・情報の収集や発信・市民との協働など男女平等参画社会を推進していくための活動拠点（オアシス）です。女性相談、活動室、オープンスペース（図書・パソコン・登録団体連絡箱設置）、印刷室を備え、市民との協働で毎年2月に「パリテまつり」を開催したり、企画運営委員会とともに講演会・講座などを実施しています。



第6回 パリテまつり講演 湯浅誠さん

※愛称「パリテ」とは・・・フランス語で“平等な”という 意味です。

## 西東京市男女平等情報誌『パリテ』

西東京市では男女平等推進のための情報発信・情報提供を目的として、西東京市男女平等情報誌『パリテ』（平成20年12月に創刊）を発行しています。

情報誌『パリテ』は、市民の視点を大切にし、共感を得られるような企画に取り組んでいます。



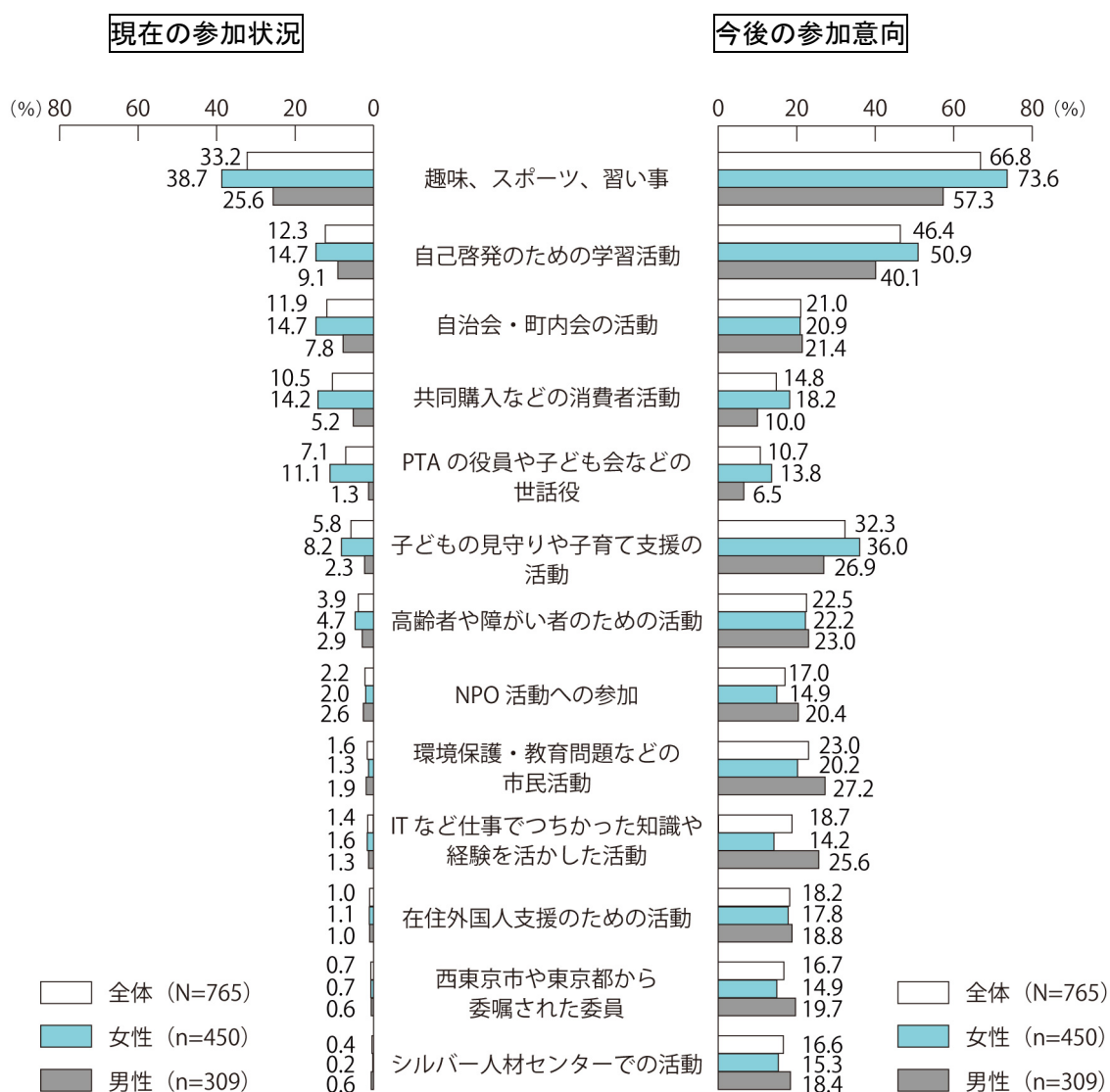
## I-5 地域活動における男女平等参画の推進

高齢化の進展や家族形態の変化などの中で、男女が身近な地域で対等な構成員として参画していくことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要です。

実態調査で地域参加への参加状況と参加意向をたずねたところ、男女ともに、あらゆる活動において、現在の参加状況よりも今後の参加意向のほうが高く、地域活動に参加意欲があることが伺えます。

地域活動において、女性がリーダーを担えるように支援するとともに、男性の地域活動への参画を支援します。

図表 地域活動への参加状況と参加意向（全体、性別）  
 <「現在参加している」と回答した割合、「今後参加したい」と回答した割合>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## (1) 女性リーダーの育成と参画の促進

地域活動においてリーダーを担う女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。また、女性リーダーの育成を図ります。

事業	内容	担当課
①女性リーダー比率の向上の啓発	自治会等の地域活動において、リーダーとして活躍する女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。	協働コミュニティ課
②地域リーダーを担う女性の育成	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、リーダー養成講座を実施します。また、パリティ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課

## (2) 地域活動等への男性の参画の促進

地域活動に男性が参画できるように、男性を対象に地域活動に関する講座を開催するとともに、地域活動やボランティア、NPO 法人などによる地域活動に関する情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課
②地域活動、ボランティア、NPO 等の情報提供と参加促進	地域活動、ボランティア活動、NPO 法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課 児童青少年課

## (3) 市民活動団体との協働

市民活動団体に向けて、男女平等参画に関する学習の機会を提供するとともに、男女平等参画の視点をもった市民活動団体と協働して地域活動等の事業を実施します。

事業	内容	担当課
①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもち活動できるように、パリティまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	パリティ登録団体など、男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課

## I-6 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

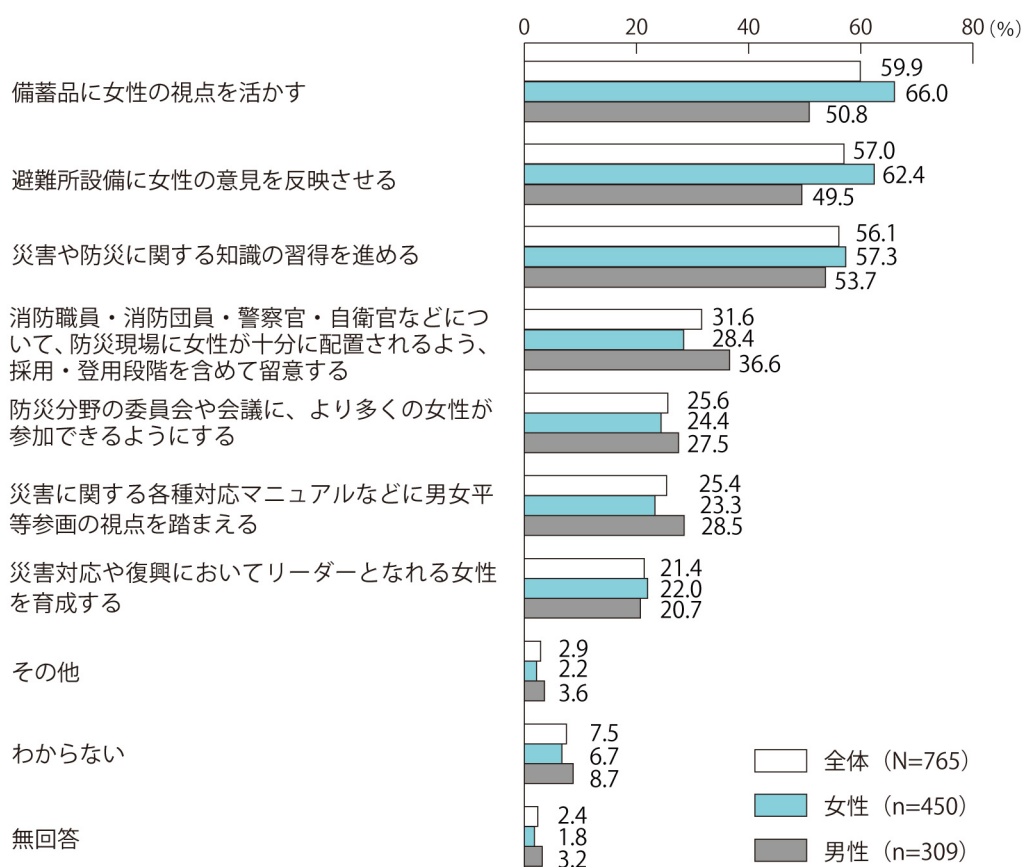
★重点課題

国では、阪神淡路大震災、東日本大震災等の被災経験を踏まえ、被災時には増大した家庭責任が女性に集中することや、避難施設の運営などで男女のニーズに違いがあること等から、防災基本計画に男女双方の視点への配慮を明記しました。

実態調査においても、防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこととして、「備蓄品に女性の視点を活かす」、「避難所設備に女性の意見を反映させる」、「災害や防災に関する知識の習得を進める」が上位にあがっています。

防災分野への女性の参画を促進するとともに、男女平等の視点を取り入れた地域防災活動をすすめます。

図表 防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと  
(全体、性別：複数回答)



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成24年)



## (1) 防災対策における女性の参画拡大

男女双方の視点で防災対策に取り組むため、防災会議や防災市民組織への女性の参画をすすめます。

事業	内容	担当課
①防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理室
②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課 危機管理室

## (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

東日本大震災では、避難施設運営などで女性への配慮不足が指摘されました。子どもや高齢者のケア、避難物資の整備など、男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進します。

事業	内容	担当課
①避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課 危機管理室 教育企画課
②災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理室
③男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理室

## 西東京市地域防災計画（平成 25 年修正）

西東京市では、東日本大震災および近年の災害で得られた教訓や、国の防災基本計画および東京都地域防災計画等の上位計画の見直しを踏まえ、西東京市の防災行政の要である「西東京市地域防災計画」の見直しを実施しました。

女性の参画については、計画の方針の中で次のように記載しています。

### 第 1 部総則

#### 第 1 章計画の方針

#### 第 3 節計画の前提

「防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、女性や高齢者、子供などに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。

また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。」

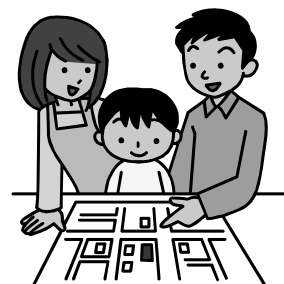
「西東京市地域防災計画」に関する情報は、以下のページをご覧ください。

★「西東京市トップページ」⇒「市政情報」⇒「施策・計画」⇒

「市の計画」⇒「その他」⇒「西東京市地域防災計画」

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku>

[\\_keikaku/keikaku/other/tiikibousai\\_keikaku.html](http://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/keikaku/other/tiikibousai_keikaku.html)



基本目標Ⅱ

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

現状と課題

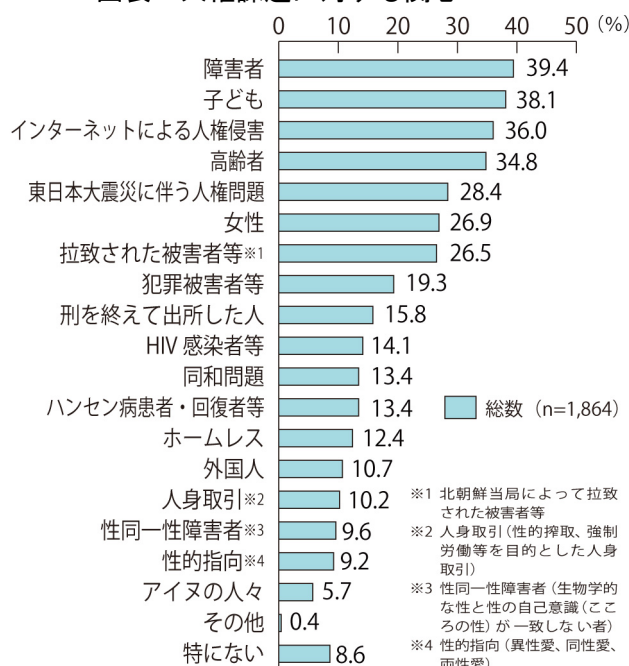
◆男女平等参画の基礎的な概念としての「人権尊重」

すべての人間は生まれながらにして平等であり、あらゆる差別は人間としての権利と自由を侵害するものです。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際規約の締約国が男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置をとることを求めており、人権尊重は男女平等参画の基礎的な概念となっています。

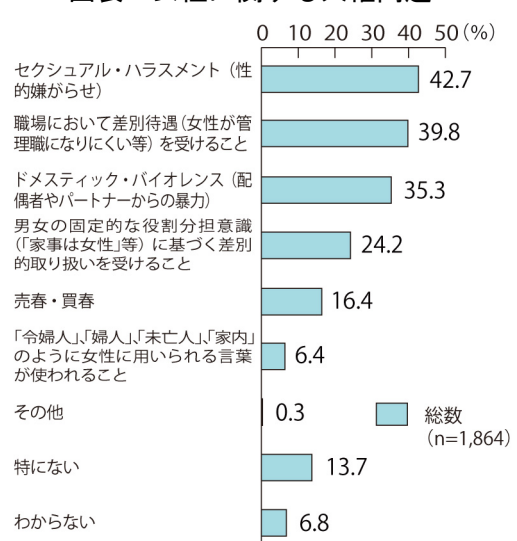
「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年内閣府）によれば、日本における人権課題として関心があるものに「女性」をあげた人の割合は 26.9%で、どのような人権問題が起きていると思うかたずねたところ、「セクシュアル・ハラスメント」、「職場において差別待遇を受けること」、「ドメスティック・バイオレンス」などが多くなっています。男女平等参画を推進していくにあたっては、一人ひとりが人権尊重の意識を持つことが大切です。

誰もが自分らしく生きることを認め合う、男女平等参画のまちづくりを進めるために、人権を尊重する意識を醸成していく必要があります。

図表 人権課題に対する関心



図表 女性に関する人権問題



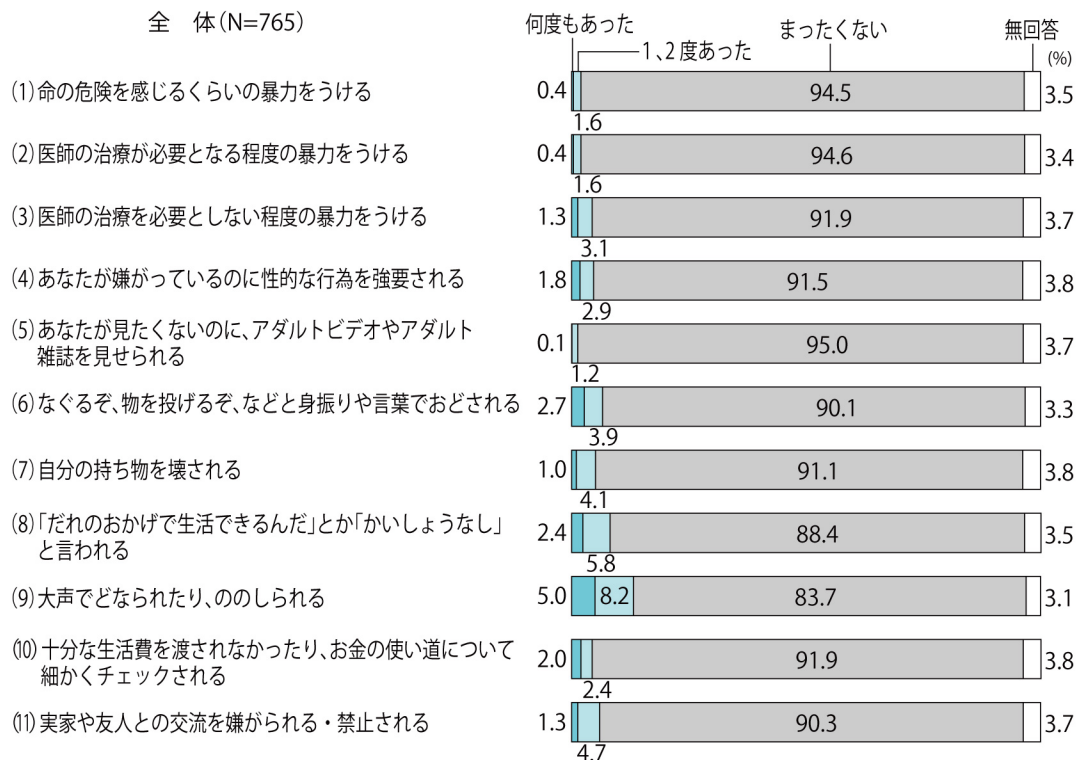
資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成 24 年)

## ◆DV 被害経験のある人の 6 割以上が誰にも相談していない

実態調査で配偶者等からの暴力を見聞きした経験をたずねたところ、「親族・友人・知人に当事者はいないが、見聞きしたことがある」が最も多く、DV（配偶者等からの暴力）を見聞きした場合の対応としては「相談機関を紹介する」が最も多くなっています。相談機関の認知度は警察が 7 割と最も多く、市の相談窓口や東京都の相談窓口は 3 割となっています。

実際に DV を受けた経験のある人では、「大声でどなられたり、ののしられる」、「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われる」、「なぐるぞ、物を投げるぞ、などと身振りや言葉でおどされる」、「実家や友人との交流を嫌がられる・禁止される」などの順に多く、精神的暴力の被害が多いことがうかがえます。DV に関する啓発・普及、相談・支援の充実、情報提供などが必要です。

図表 配偶者等から暴力を受けた経験（全体）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

## ◆低い女性特有のがん検診の受診率

女性には妊娠・出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康課題があります。特に、女性特有のがんは、早期発見・早期治療が可能でありながら、現状は検診の受診率が低くなっています。このため、女性のがんに関する啓発をすすめ、がん検診の受診率をあげていく必要があります。

しかしながら、女性が医療機関を受診する際、男性の医師に相談することに心理的な抵抗感や羞恥心を抱くことも少なくありません。そこで、女性の気持ちに配慮しながら、女性のからだの特徴に応じて女性の医師が診療を行う「女性医療」に取り組む医療機関も増えてきました。

女性が生涯を通じて健康な生活を送ることは、女性の権利とされています。女性が安心して医師に健康上の悩みを相談でき、適切な医療を受けられるように、医療機関と連携しながら女性の健康支援に取り組んでいくことが必要です。

図表 西東京市における女性特有のがん検診の受診率

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	備 考
乳がん検診	受診者数(人)	3,503	3,762	3,254	3,192	国基準 40歳 以上女性 2年に1回
	受診率(%)	19.3	19.8	17.3	15.5	
子宮がん検診	受診者数(人)	3,154	3,359	3,280	3,439	国基準 20歳 以上女性 2年に1回
	受診率(%)	12.3	12.3	12.0	11.9	
乳がん検診 (女性特有のがん検診)	受診者数(人)	—	1,667	1,519	1,626	40歳以上 60 歳以下女性 5歳ごと
	受診率(%)	—	24.5	22.4	23.4	
子宮頸がん検診 (女性特有のがん検診)	受診者数(人)	—	1,383	1,493	1,531	20歳以上 40 歳以下女性 5歳ごと
	受診率(%)	—	19.9	21.9	22.8	

資料：西東京市

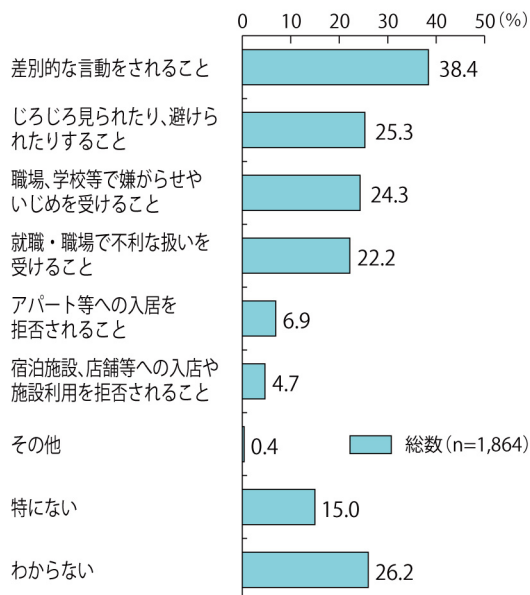
## Ⅱ-1 人権を尊重する意識の醸成

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、男女平等を阻むあらゆる暴力は、本来は対等であるはずの男女の関係性の歪みから生じています。誰もが人権を尊重する意識を持ち、自分らしく生きることを互いに認め合うことが必要です。

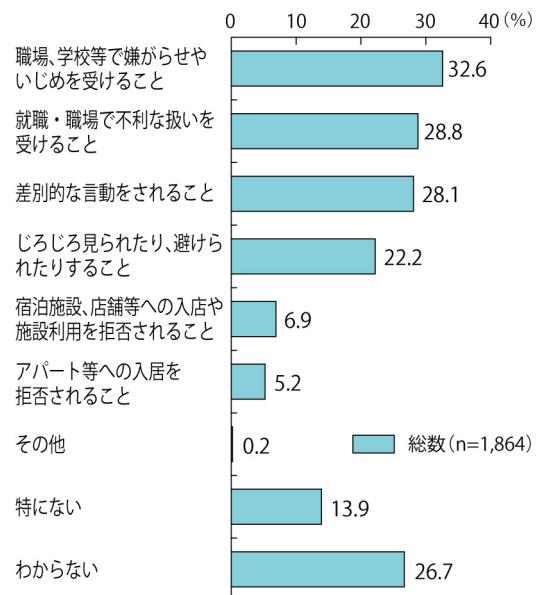
「人権擁護に関する世論調査」では、現在どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、性的指向に関する人権問題では「差別的な言動をされること」、性同一性障害に関する人権問題では「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が最も多くなっています。性の多様性に対する理解を深め、性的指向や性別を理由とする差別、嫌がらせ、いじめなどをなくしていくことが大切です。

また、ひとり暮らし、子どものいない夫婦、離婚・再婚した家族など、市民のライフスタイルや家族形態も多様化していることから、多様な生き方を理解し、尊重することが必要です。市では、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

図表 性的指向に関する人権問題



図表 性同一性障害に関する人権問題



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

## (1) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

すべての人があらゆる場面で活躍できる男女平等参画を実現するために、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

事業	内容	担当課
①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課
②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
③情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

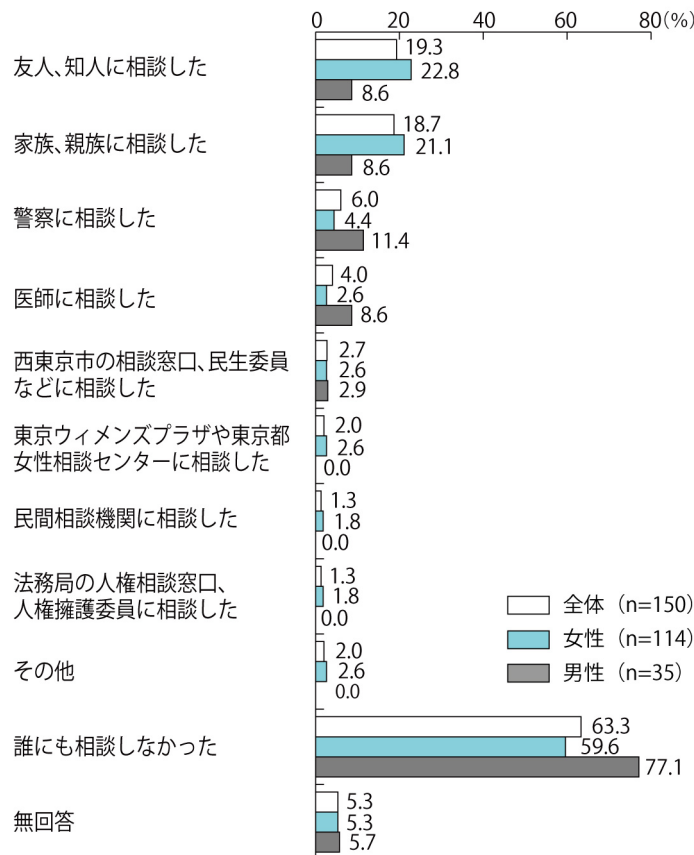
## Ⅱ-2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 ★重点課題

### 西東京市配偶者暴力対策基本計画

実態調査によれば、配偶者等から暴力を受けた経験がある人の6割以上が誰にも相談していません。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっています。DVに関する啓発・普及をさらにすすめるとともに相談窓口の周知を図り、DVの防止と被害者の支援体制の充実が必要です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、配偶者暴力対策基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センター機能の整備が市町村の努力義務となりました。市では、この計画の本項を「西東京市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組めます。庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、切れ目のない支援をしていきます。

図表 配偶者等から暴力を受けた時の相談経験（全体、性別：複数回答）  
 <暴力を受けた経験がある人>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）



## (1) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力を未然に防ぐとともに、早期発見・対応に向けた啓発、市民や職務関係者との連携をすすめます。

事業	内容	担当課
①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課
③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課

## (2) 相談窓口の充実

男女平等の視点にたち、女性・男性が問題解決の糸口を見出すことを支援する相談を通してDVの被害者を発見し、被害者の安全の確保と自立への支援につなぎます。

事業	内容	担当課
①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター
③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課 関係各課

### (3) 被害者の安全の確保と自立への支援

DV 被害者の安全を確保し、生活再建と自立に向けて一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

事業	内容	担当課
①緊急一時保護の実施	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課
②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV 被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課
④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV 被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 関係各課
⑤ワンストップサービスの検討	DV に関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。	協働コミュニティ課
⑥自立支援講座の実施	DV 被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課

### (4) 市の体制整備と関係機関との連携強化

DV 被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援をしていくために、市の体制整備と関係機関との連携を強化します。

事業	内容	担当課
①庁内関係各課との連携の強化	DV 被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課
②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 市民課 保険年金課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 教育企画課 関係各課
③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課
④職員研修の実施	相談窓口における 2 次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対して DV に関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DV の防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課

## 「女性に対する暴力をなくす運動」

### ～DV防止啓発パネル展、パープルリボンタペストリー展示～

西東京市では、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、男女平等推進センターパリテでDV防止啓発パネル展、パープルリボンタペストリーの展示等を行っています。

パープルリボンタペストリーは、パープルリボンプロジェクトの推進団体と市民が協力して、女性へのあらゆる暴力反対の意思を紫色のリボンに託して作成し、毎年新しくデザインされます。

「女性に対する暴力をなくす運動」は、男女共同参画推進本部を構成する内閣府および省庁の主唱により、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施しています。全国の自治体、団体等が、広報、啓発、相談、指導、取締などの活動が展開しています。

※パープルリボンプロジェクトとは…

DVなどの暴力反対の意思を込めた紫色のリボンを身につけたり、モチーフを使った作品を手作りしたりするなど、一人ひとりが身近で取り組むことのできる運動です。1990年にアメリカのニューハンプシャー州で始まり、今では国際的なパープルリボンプロジェクトとして、世界に定着しています。



男女平等推進センター パリテで実施した  
パープルリボンタペストリー展示

「女性に対する暴力をなくす運動」に関する情報は、以下のページをご覧ください。

★「内閣府男女共同参画局」⇒「主な政策」⇒「女性に対する暴力の根絶」⇒「女性に対する暴力をなくす運動」

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/no\\_violence\\_act/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html)

## Ⅱ-3 男女平等を阻む暴力の防止

(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

男女が平等に社会に参画していく上で、女性と男性が互いを尊重し、対等な関係をつくることが重要です。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。

男女平等推進センター パリテが実施している女性相談の内容をみると、自分自身の生き方の他、夫婦や親子など身近な人間関係に関する相談も多くなっています。一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むさまざまな暴力に気づき、暴力の防止に向けて行動することが大切です。

男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組めます。

図表 西東京市の女性悩みなんでも相談の内容

(人)

	相談			居所			相談内容									
	合計	電話	来室	市内	市外	不明	生き方	からだ・病気	仕事	夫婦	親子・親族	人間関係	法律・犯罪	福祉・高齢者	子ども	その他
平成21年度	376	80	296	341	23	12	62	15	17	209	64	39	25	20	23	32
平成22年度	370	47	323	357	8	5	64	12	13	185	38	12	8	8	20	10
平成23年度	347	59	288	315	30	2	65	10	3	193	31	13	7	12	11	2
平成24年度	278	31	247	260	14	4	46	7	7	138	30	21	5	7	17	0

資料：西東京市

## (1) 暴力の防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、意識啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課 協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課
③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

## (2) 暴力の被害者に対する支援

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力の被害者に対し、相談等の支援を行います。

事業	内容	担当課
①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課
②男性相談のあり方の検討（再掲）	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援（再掲）	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課

## Ⅱ-4 性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、女性も男性も自分のからだや性について十分に理解し、自己決定をしていくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

市では30歳代で出産する人が多く、高齢出産等によるリスクへの対応という観点から、周産期の健康管理はますます重要になっています。

また、性と生殖に関する健康と権利の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、情報提供や支援を行います。

図表 母の年齢別出生数（西東京市）

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
総数	1,607	1,647	1,470	1,667	1,712
15歳未満	—	—	—	—	—
15～19歳	13	14	7	15	9
20～24歳	119	126	100	102	95
25～29歳	400	376	340	383	394
30～34歳	654	649	574	639	666
35～39歳	357	432	381	451	464
40～44歳	61	49	67	72	83
45～49歳	—	1	1	5	1
50歳以上	—	—	—	—	—
不詳	3	—	—	—	—

資料：東京都多摩小平保健所「事業概要」

## (1) からだと性に関する正確な情報の提供

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。

事業	内容	担当課
①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課 健康課 教育指導課
②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課

## (2) 女性医療情報の充実に向けた取り組み

女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、市民への情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課
②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課

## 女性相談（悩みなんでも相談）

さまざまな悩みを抱える女性に対して、専門の女性相談員が、問題を一緒に考え、解決の糸口を探していくサポートをしていきます。

女性相談窓口は、住吉会館内男女平等推進センター パリテにあります。



ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

電話：042-439-0075(男女平等推進センター パリテ)

※予約優先です。事前に電話予約をしてください。

「女性相談(悩みなんでも相談)」に関する情報は、以下のページでご覧下さい。

★「西東京市トップページ」⇒「施設案内」⇒「施設一覧」⇒「男女平等推進センター」⇒  
「その他」

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/itiran/other/dannjyo.html>



## 基本目標Ⅲ

## ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

## 現状と課題

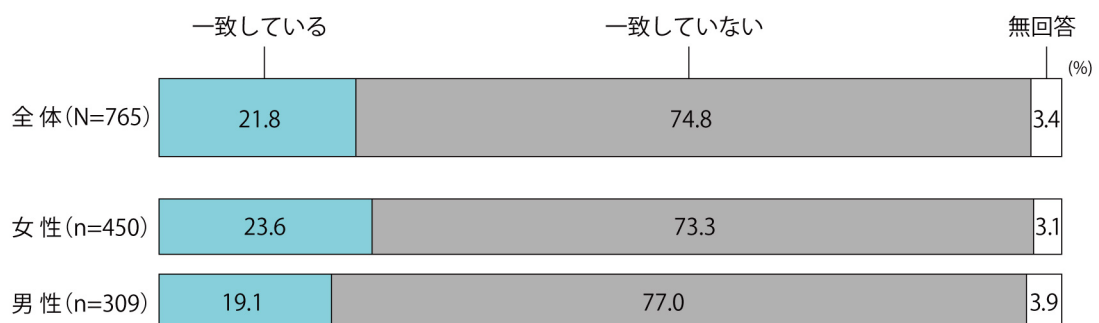
◆男女ともに希望は「＜仕事＞、＜家庭生活＞、＜個人の生活＞すべて」を優先させたいが、  
現実には、女性は「＜家庭生活＞を優先」、男性は「＜仕事＞を優先」

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

実態調査によると、「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度について、希望と現実が一致している人は2割にとどまり、希望では「＜仕事＞、＜家庭生活＞、＜個人の生活＞すべて」を優先したいと思っても、現実では、女性は「＜家庭生活＞を優先」、男性は「＜仕事＞を優先」する人が多くなっています。

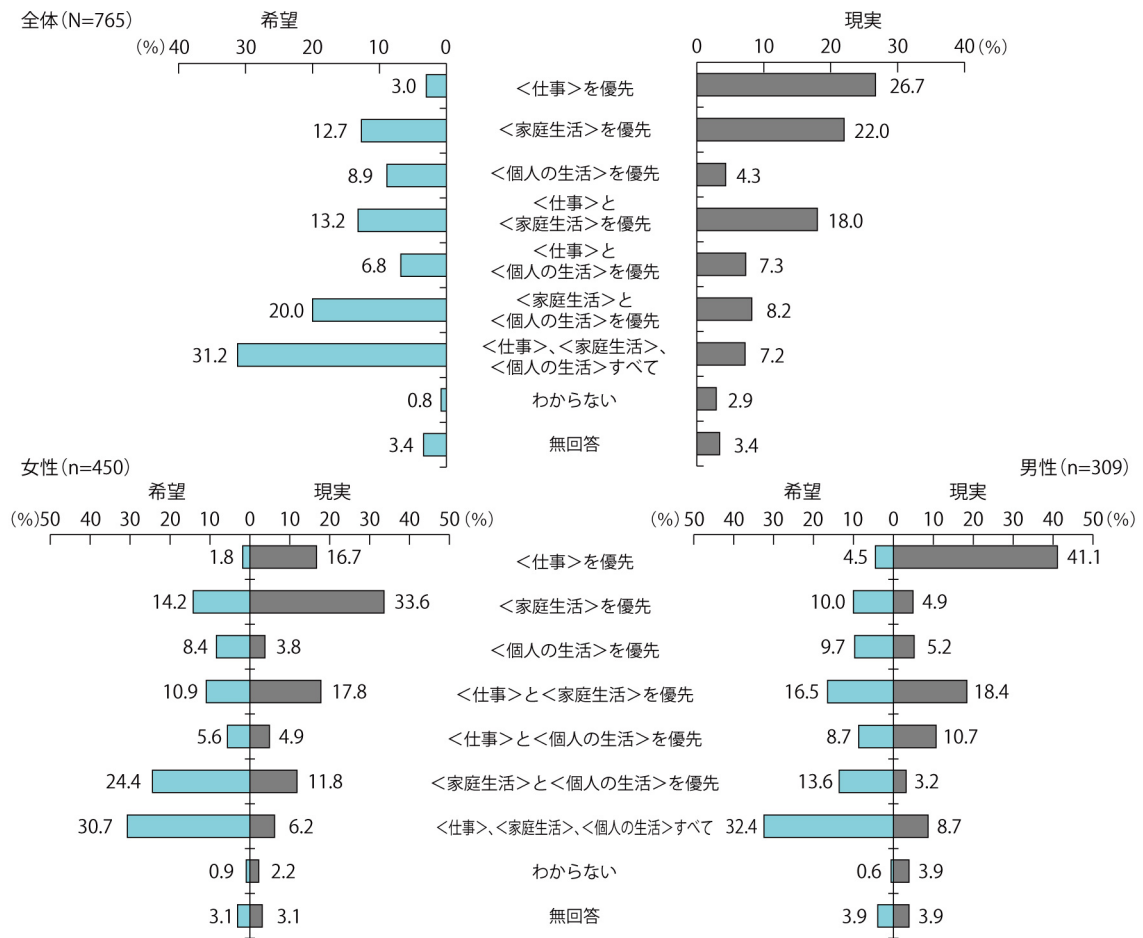
長時間労働等を見直し、女性も男性も仕事と生活の調和を実現することは、女性の社会進出の拡大を進めるうえで不可欠であり、同時に男性の家庭や地域への参画をすすめることにつながります。

図表 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（希望と現実の一致）  
（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

図表 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（希望と現実）（全体、性別）



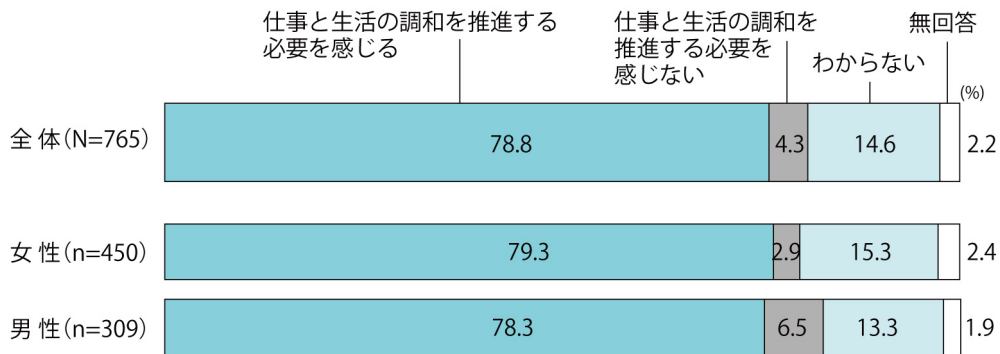
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめるために

実態調査によると、8割の人が「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を必要だとしています。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめるために必要なこととして、「保育・介護サービスが向上すること」、「パートタイマー、契約・派遣社員などの労働条件が向上すること」、「育児・介護などのための休暇取得や労働時間短縮のしくみが整うこと」などが上位にあがっています。

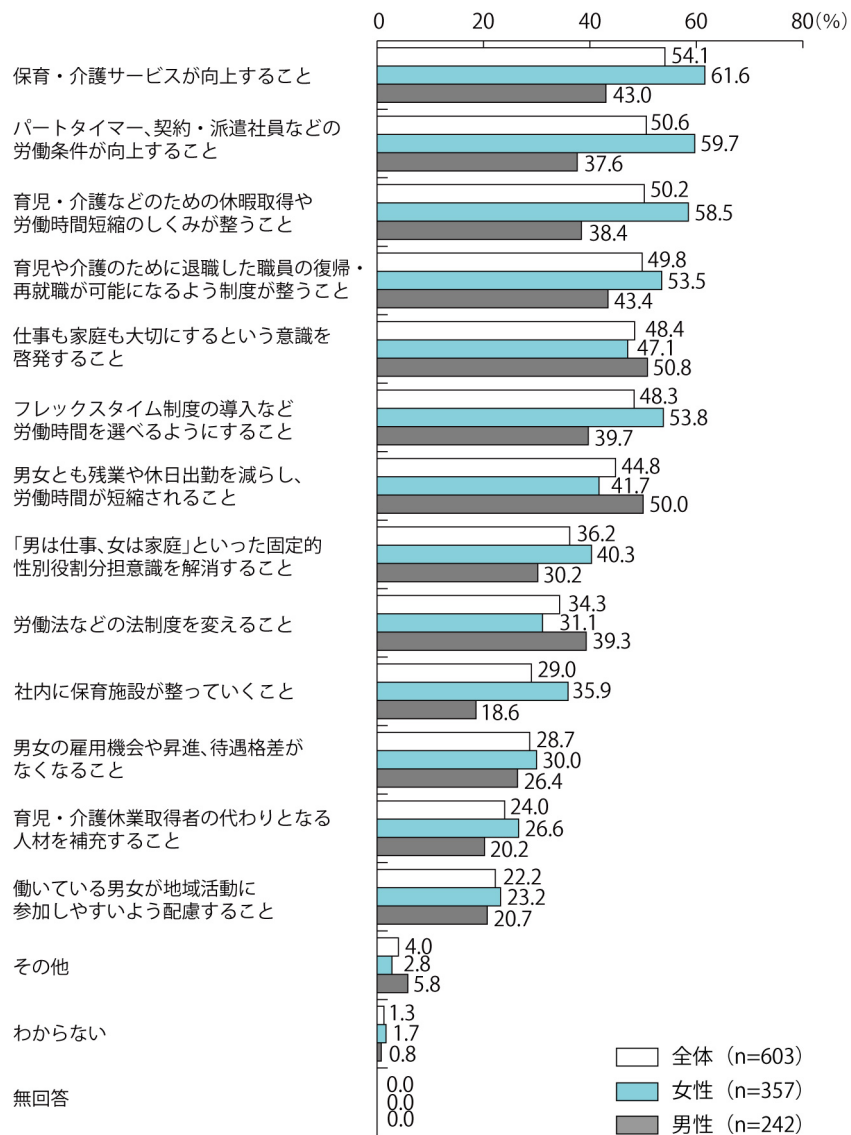
一人ひとりが性別にとらわれず自分らしく自立していきいきと人生を送るためにも、ワーク・ライフ・バランスをすすめることは重要であり、市民への啓発や企業への働きかけ、男女ともに働きやすい環境づくり、男性の家庭・地域への参加促進、子育てや介護への支援などの施策を展開していきます。

図表 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を必要だと思うか  
（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

図表 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のために必要なもの  
（全体、性別：複数回答）＜仕事と生活の調和を推進する必要がある人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

★重点課題

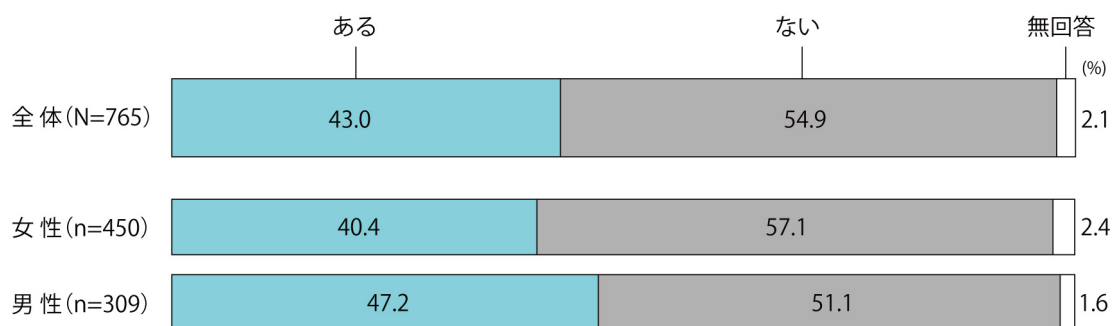
市では、これまでもワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、啓発や情報提供などに取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスに関する理解は決して十分とはいえません。

実態調査によれば、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉について見聞きをしたことがある人は、4割となっています。

ワーク・ライフ・バランスが子育て期や一部の職場だけの問題ではなく、「老若男女すべての市民にとって、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である」ことが、広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。

また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。

図表 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の言葉の認知度  
（全体、性別）



※設問：あなたは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を見聞きしたことがありますか。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

市民がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解し、実現できるよう、啓発と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課

## (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

企業・事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、情報提供や取り組み事例の紹介などを行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	市内企業・事業所を対象に、都や商工会等と連携して、労働時間短縮や育児・介護休業法の周知と啓発を行うとともに、仕事と子育て・介護等との両立支援のための情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課

## (3) 男女ともに働きやすい環境づくりの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と家庭や地域参加と両立ができるよう、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や市内企業との情報交換などを行います。

事業	内容	担当課
①男女ともに働きやすい職場づくりに関する情報の提供	市内企業・事業所に向けて、都や商工会等と連携して、男女の固定的性別役割分担に基づく制度や慣行の見直しなど男女平等参画に関することや、労働関係法に関することなどの情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
②市内企業の男女平等意識調査の実施	市内企業・事業所を対象に、男女平等に関する意識やワーク・ライフ・バランスの取り組みについて実態調査を行います。	協働コミュニティ課
③市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体と連絡会を開催し、男女平等参画に関する意見交換会を行います。	協働コミュニティ課
④市内企業との連携事業の実施	都や商工会、市内企業・事業所等と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、啓発と情報交換を行います。	協働コミュニティ課
⑤多様な働き方に関する情報の提供	市内企業・事業所、市民を対象に、都や商工会等と連携して、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課

## Ⅲ-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

「イクメン」などの言葉が定着し、子育てをする父親の姿が見られるようになってきましたが、家庭役割の多くは依然として女性が担っています。

実態調査においても、主に家事・育児・介護を担っている人は、女性となっています。

男性も仕事と家庭をバランスよく両立していけるように、男性の家事、育児、介護への参加に向けて支援の充実を図ります。

図表 主に家事・育児・介護を担っている人（既婚者、性別）

### 既婚・女性(n=337)

(%)

	主に自分	主に配偶者	主に母親	主に父親	主に娘	主に息子	家族で分担	その他の人	無回答
掃除・洗濯	81.9	2.1	0.9	0.0	0.0	0.0	11.6	0.0	3.6
日常品の買い物	83.4	2.4	1.2	0.0	0.0	0.0	10.4	0.0	2.7
食事の支度	86.4	2.7	0.9	0.0	0.3	0.0	6.5	0.0	3.3
食事の後かたづけ、食器洗い	76.6	5.6	1.2	0.0	0.3	0.0	13.1	0.0	3.3
子どもの世話やしつけ	64.7	1.2	0.9	0.0	0.0	0.3	14.8	0.9	17.2
日常の家計管理	73.6	14.2	0.6	0.6	0.0	0.0	7.7	0.0	3.3
家具・家電品などの修理	22.6	54.9	0.3	0.9	0.0	0.9	10.4	5.9	4.2
高齢者や病人の世話	44.5	2.4	2.7	0.0	0.0	0.0	16.3	5.6	28.5
高額商品の購入・預貯金の管理	45.1	28.8	0.3	0.6	0.0	0.0	20.5	0.3	4.5

### 既婚・男性(n=181)

(%)

	主に自分	主に配偶者	主に母親	主に父親	主に娘	主に息子	家族で分担	その他の人	無回答
掃除・洗濯	5.0	70.7	1.7	0.6	0.0	0.0	19.3	0.6	2.2
日常品の買い物	5.5	67.4	1.1	0.6	0.0	0.0	22.7	0.6	2.2
食事の支度	4.4	82.3	1.7	0.6	0.0	0.0	8.8	0.0	2.2
食事の後かたづけ、食器洗い	7.2	64.6	1.1	1.1	0.6	0.0	22.1	0.0	3.3
子どもの世話やしつけ	2.8	49.7	2.2	0.6	0.0	0.0	22.1	1.1	21.5
日常の家計管理	18.2	64.6	2.2	1.1	0.0	0.0	9.4	0.0	4.4
家具・家電品などの修理	70.2	12.2	0.0	2.8	0.0	0.6	5.5	5.5	3.3
高齢者や病人の世話	3.3	33.7	2.2	0.0	0.0	0.0	21.5	9.4	29.8
高額商品の購入・預貯金の管理	39.2	40.3	0.6	0.6	0.0	0.0	16.0	0.0	3.3

※項目ごとに最も高い割合の選択肢に網かけをしています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## (1) 男性の家事・子育てへの参加促進

男性が家事や子育てにかかわれるよう啓発と情報提供を行います。また男性の育児休業の取得に向けて啓発を行います。

事業	内容	担当課
①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参加の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課 公民館
②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 健康課 職員課

## (2) 男性の介護への参加促進

介護休業取得に向けて、啓発と情報提供を行います。また、介護講座を開催し、仕事と介護の両立に向けた情報提供などを行います。

事業	内容	担当課
①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	職員課 高齢者支援課
②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課

### Ⅲ-3 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現において、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

市では多様な保育ニーズに対応しさまざまな子育て支援を実施していますが、保育サービス利用児童数の増加により、保育サービスの待機児童数は改善されていません。

女性も男性も、働いている人もそうでない人も安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図ります。

一方、ひとり親家庭の世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、母子世帯は平成 22 年に千世帯を超えています。

ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。

図表 待機児童数等の推移（西東京市）

(人・%)

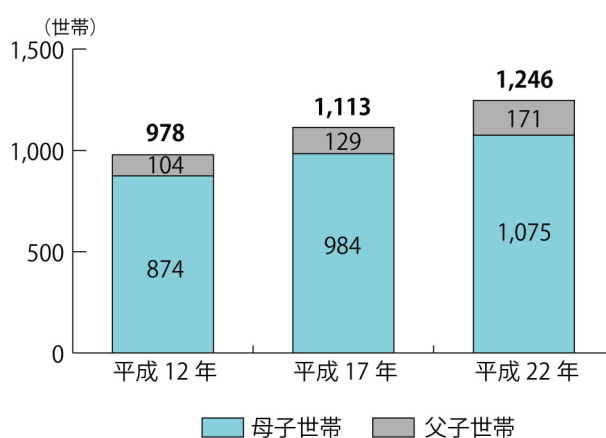
	就学前児童人口	保育サービス 利用児童数	就学前児童 人口比率	待機児童数
平成 24 年 4 月 1 日	10,010	2,893	28.9%	190
平成 25 年 4 月 1 日	10,036	3,098	30.9%	184
増減(H25-H24)	26	205	2.0%	-6

※就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年 1 月 1 日現在)」による。(外国人は含んでいない。)

※保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計。各保育施策の定員数の合計とは異なる。

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子(認証保育所の利用児童を除く)の合計

図表 ひとり親世帯数の推移（西東京市）



※平成 12 年は田無市と保谷市の合計

※平成 22 年は「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

資料：国勢調査



## (1) 子育て支援サービスの充実

保護者の就労の有無を問わず、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、相談窓口の充実や質の高いサービスの提供を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施	仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応したきめ細やかな保育サービスを提供します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の教育負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。また、市独自の支援を実施します。	子育て支援課 教育企画課

## (2) 地域での子育て支援の促進

身近な地域で子育てに関する相談や情報を入手できるよう地域子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て中の親が地域でつながりをもてるよう、子育てサークルの育成の支援などを行います。

事業	内容	担当課
①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるように、子ども総合支援センターの充実を図るとともに、地域子育て支援センターの機能の充実を図ります。また、情報誌の作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 公民館
②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	保育課 子ども家庭支援センター
③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館

## (3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の市民が経済的に自立し仕事と家事、育児を両立できるよう、支援の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施(再掲)	仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課
②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。	子育て支援課

## Ⅲ-4 介護への支援

市の高齢化率は、平成 25 年は 21.7%ですが、今後も高齢化は進むことが予測され、介護に関する支援や取り組みはますます重要です。

また、介護保険居宅サービス利用者調査によると、主な家族介護者は、女性が6割、男性が3割となっています。

家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がないケースが少なくなく、さらには虐待につながる事例も増加しています。

今後、ますます増大する介護ニーズに対応し、女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表 主な家族介護者の性別



資料：西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第5期）策定のための調査（平成 23 年）  
介護保険居宅サービス利用者調査

## (1) 地域での支え合いのしくみづくり

高齢者の見守りも含め、地域で介護を支え合えるよう、ネットワークの形成やNPOやボランティア団体等との協働をすすめます。

事業	内容	担当課
①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域でささえあう体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課
③NPOや市民活動団体等との協働の推進	NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスやきめ細かな多様なサービスを提供できるよう、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。	協働コミュニティ課

## (2) 家族介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、情報提供や相談事業等を行います。

事業	内容	担当課
①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、福祉サービス第三者評価システムの活用促進、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課

## 西東京市ワークライフバランス推進労使宣言

～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～

西東京市ではこの合言葉のもとに、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を図ることができる環境整備に取り組んでいます。

誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を目指して取り組みをすすめます。

そのためここに、ワークライフバランスの推進を労使で宣言します。

(宣言)

- 1 西東京市特定事業主行動計画に基づき、職場におけるワークライフバランス理念の普及を目指し、労使を含めた協議の場を設定し、計画の遂行や問題の解決に努めます。
- 2 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。
  - (1)長時間の時間外勤務の縮減、時間外勤務時間の職場格差・個人格差を改善します。
  - (2)制度等の取得促進と、利用のしやすさについての職場格差を改善します。
  - (3)仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に生かすことのできる人材育成を目指します。
- 3 制度の整備と周知及び利用の推進を行います。
  - (1)多様な働き方を選択できる制度の充実を行います。
  - (2)制度の周知及び取得促進のためわかりやすい解説を作り、研修や庁内 Web または個々の職員へのプラン作成、個別説明等によりワークライフバランス理念を浸透させ意識改革を促します。
  - (3)制度の中でも特に、育児休業と部分休業の取得促進のため、制度利用対象者だけでなく、全職員に制度の内容、利用方法を周知し、職場における理解を促します。
  - (4)男性の育児休業取得に向け、男性職員、その所属長および職場へ働きかけを行います。
  - (5)介護休暇等の介護に関する制度について、周知及び利用促進を行います。
  - (6)制度利用者の補充のために、代替職員の確保や人事的配慮を行います。
- 4 市民全体へ、そして社会全体へワークライフバランス理念の普及を目指します。
  - (1)職員一人ひとりが、市内の企業・団体、そして市民の牽引役となるという意識を持ち、その役割を果たすよう取組みをすすめています。
  - (2)西東京市が目指すワークライフバランスの実現を市民とともに、市民全体へ、そして社会全体へ広げるよう、働きかけをします。

2010年3月31日

基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

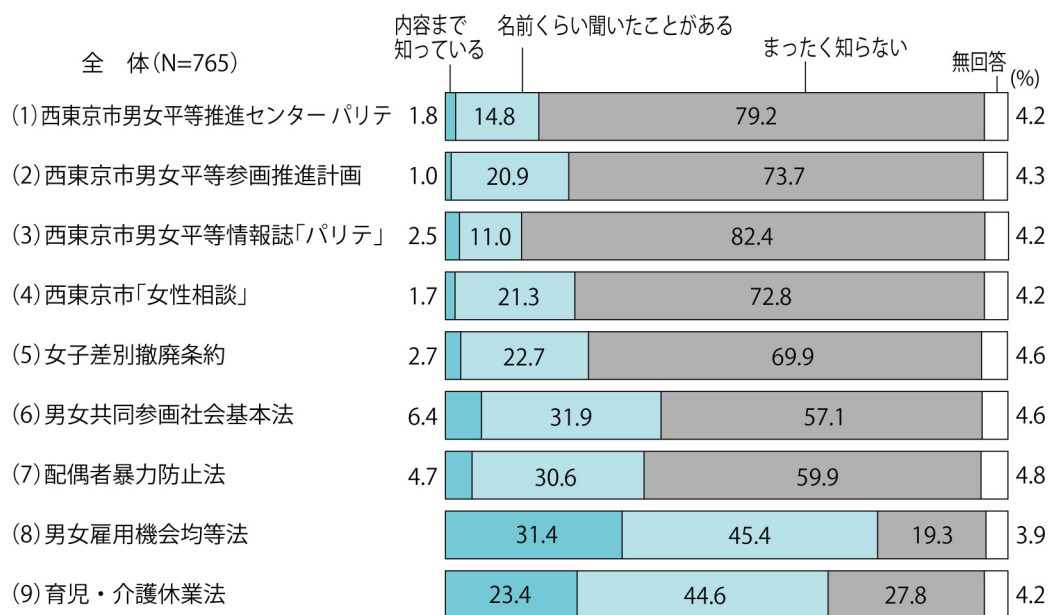
現状と課題

◆求められる男女平等推進センター パリテの一層の充実

男女平等推進センター パリテでは、市における男女平等参画推進の拠点施設として市民が必要とする情報を収集し、相談や学習を通じて問題解決の糸口をつかむための支援をしています。実態調査によれば、男女平等推進センター パリテについて「内容まで知っている」、「名前くらい聞いたことがある」と回答した人は16.6%であり、市の公共施設として、市民に十分に認知されているとは言い難い状況にあります。

家庭、学校、地域、職場など、あらゆる分野で男女平等参画をすすめていくためには、市民が男女平等参画に対する理解を深め、日々の暮らしの中から実践していくことが大切です。男女平等推進センター パリテにおける事業を充実し、市民の利用促進を図ることが必要です。

図表 西東京市の取り組み、男女平等に関する法律等の認知度（全体）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

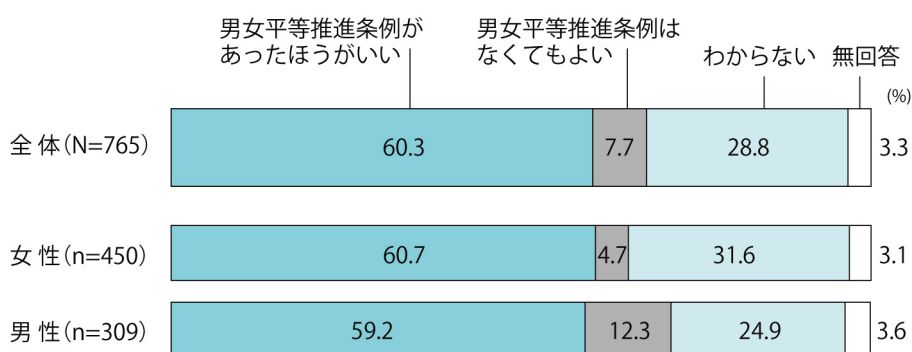
## ◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実

男女平等参画推進計画を着実に実施していくためには、関係各課の横断的な調整機能や推進体制の充実を図ることが必要です。特に、DV被害者の支援においては、相談、安全確保、自立支援まで、切れ目のない支援をする必要があります。関係各課・関係機関の連携が不可欠です。

また、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等、男女平等参画の施策を積極的に展開するよりどころとなるしくみの整備も検討する必要があります。男女平等推進条例制定について、実態調査では、6割が「男女平等推進条例があった方がいい」と回答しています。

さらに、一自治体だけでは取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映していく必要があります。

図表 男女平等推進条例制定についての意向



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

## ◆男女平等参画のモデルを示す市役所の役割

男女平等参画施策を推進していくためには、まず、市職員自身が男女平等参画の意識を持つことが必要です。また、市役所が率先して男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性管理職の登用に取り組み、市内の事業所に向けてモデルを示すことが大切です。

平成25年4月1日現在の市職員における女性の割合を職層別にみると、職員総数では48.4%を占めていますが、係長級職以上の女性の割合は28.5%となっています。男女それぞれの構成比でみると、係長級職以上の割合は、男性は47.3%であるのに対し、女性は20.2%となっています。女性管理職の登用は、市内の事業所に向けてモデルを示す以上に、市の政策決定過程に男女平等参画の視点を活かすという意味でも大変重要であり、積極的に取り組む必要があります。

図表 西東京市職員における職層別人数と女性の占める割合

	全体(人)	男性(人)	女性(人)	女性の占める割合(%)
職員総数	1015	524	491	48.4
管理職総数(A)	84	72	12	14.3
係長級総数(B)	263	176	87	33.1
(A)+(B)	347	248	99	28.5
一般職	668	276	392	58.7

資料：西東京市（平成25年4月1日現在）

図表 西東京市職員における職層別構成比（全体、男性、女性）

	全体(%)	男性(%)	女性(%)
職員総数	100	100	100
管理職総数(A)	8.3	13.7	2.4
係長級総数(B)	25.9	33.6	17.7
(A)+(B)	34.2	47.3	20.2
一般職	65.8	52.7	79.8

資料：西東京市（平成25年4月1日現在）

#### ◆計画の着実な推進と進行管理

計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。市では、計画の策定時だけでなく、男女平等参画推進委員会が毎年事業実績の評価を行っています。市民の声を反映するために、引き続き、市民との協働による進行管理を行うことが大切です。

## IV-1 男女平等推進センター パリテの事業の充実

★重点課題

市における男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働をすすめます。

### 西東京市男女平等推進センター宣言

性、国籍、年齢などの違いや障害の有無にかかわらず、  
女性たちはもとより、あらゆる人びとが、  
ここにくれば、いろいろな人に出会え、結びつきが生まれる。  
ここにくれば、互いに解放され、自己をみつめることができる。  
ここにくれば、悩みを語り、共有し、解決に導ける。  
ここにくれば、共に学び、考え、行動することができる。  
また、  
ここにくれば、老いも若きも、女も男も、すべての人が元気になれる。  
そして、  
ここが、世界の平和を創り出す場となるとともに、  
西東京市民すべての人の、自由と平等に寄与することを願います。

男女平等推進センター パリテ



## (1) 相談機能の充実

女性が抱えているさまざまな問題について解決の糸口を見出すことを支援するため、相談機能の充実を図ります。また、男性相談についてもあり方を検討します。

事業	内容	担当課
①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。また、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

## (2) 学習機能の充実

地域における男女平等参画意識の定着を図るため、講座・講演、情報誌等を通じて市民に学習機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課
②センター通信の発行と配布	センター通信「パリテだより」等を発行し、市の公共施設等で配布します。市民がいつでもどこでも男女平等参画について学べるよう、支援します。	協働コミュニティ課

## (3) 情報機能の充実

男女平等参画に関する図書・資料を収集し、男女平等推進センター パリテのオープンスペースで提供する他、ホームページを通じて情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等推進センター パリテのホームページでの情報の提供	ホームページでパリテの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。	協働コミュニティ課

## (4) 市民との協働

市民・団体・NPOの交流・ネットワークづくりを促進し、市民との協働により、市民のニーズに沿った事業の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリテまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課

---

## IV-2 推進体制の整備と充実

計画を着実に実施していくためには、関係各課・関係機関との連携が必須であり、横断的な調整機能や、推進体制の強化が不可欠です。推進体制強化の一環として、男女平等推進条例や苦情処理機関の設置についても検討します。

―自治体では取り組みが困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握します。

## (1) 庁内推進体制の充実・強化

男女平等参画推進計画の円滑な進行管理のために、庁内の推進体制を充実・強化します。また、男女平等参画の推進に関わる苦情処理機関の設置について検討します。

事業	内容	担当課
①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的を開催します。	協働コミュニティ課
②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課
③苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野にいれた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。	協働コミュニティ課

## (2) 男女平等推進条例設置の検討

男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例の設置について、検討します。

事業	内容	担当課
①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課

## (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

事業	内容	担当課
①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

### IV-3 庁内の男女平等参画の推進

市職員一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した男女ともに働きやすい職場づくりに取り組み、市職員自ら男女平等参画を実践します。

さらに、市発行物においては、固定的性別役割に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避けるなど、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

市内の事業所に男女平等参画を働きかけていくうえで、市役所が市内事業所に模範を示すことが必要であり、市内の一事業所として庁内の男女平等参画の推進に取り組みます。

## (1) 男女平等参画に関する職員の理解促進

市役所全体で男女平等参画を推進する施策を進めるために、男女平等参画に関する職員の理解促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課 職員課
②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
③職員の旧姓使用の実施	旧姓使用を希望する職員に対し、旧姓使用の制度を説明・適用します。	職員課

## (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランスを進め、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、男女ともに働きやすい職場環境の整備をすすめます。

事業	内容	担当課
①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知を図ります。	協働コミュニティ課
②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、西東京市特定事業主行動計画に基づき時間外勤務の縮減に取り組みます。	協働コミュニティ課 職員課

## (3) 管理的立場における女性職員の参画促進

市の政策決定過程において女性・男性の双方の視点を活かし、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、市役所における管理的立場における女性職員の参画促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	協働コミュニティ課 職員課

## (4) 市発行物の表現における男女平等の視点の徹底

市報や市の情報誌・ポスター・チラシ・パンフレット等の発行物の表現において、男女平等の視点の徹底を図ります。

事業	内容	担当課
①市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布(再掲)	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

## IV-4 男女平等参画推進計画の進行管理

計画に記載された施策の進捗状況について、担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

### (1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催します。毎年の各事業の進捗状況を評価し、より積極的な取り組みをすすめるための提言を行います。

事業	内容	担当課
①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課

## ◆ 課題ごとの指標

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、課題ごとに指標と目標値を設定しました。

課題の★は重点課題です。

目標	課題	指標	現状値	平成30年度 目標値	
I あらゆる分野への男女平等参画の意識しつくりと推進	I-1 ★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合を増やす *1	46.5%	60%
	I-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	家庭・学校・地域等の社会全体で、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *2	19.3%	30%
	I-3	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす *3	33.2%	40%
	I-4	経済活動における男女平等参画の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *4	29.7%	40%
	I-5	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会（町会・自治会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *5	47.8%	60%
	I-6 ★	男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす *6	9.1%	15%
目標	課題	指標	現状値	平成30年度 目標値	
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	II-1	人権を尊重する意識の醸成	女子差別撤廃条約の認知度を上げる *7	25.4%	50%
	II-2 ★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力防止法の認知度を上げる *8	35.3%	80%
	II-2 ★ II-3 共通	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる *9	23.0%	50%
	II-4	性と生殖に関する健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認知度を上げる *10	未把握	20%

目標	課題		指標	現状値	平成30年度 目標値
Ⅲ ワーク・ライフ・バランス の推進	Ⅲ-1 ★	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度を上げる *11	43.0%	50%
	Ⅲ-2	男性の家事・育児・介護への参加促進	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい男性の割合を増やす *12	32.4%	40%
	Ⅲ-3	子育てへの支援	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい人の希望と現実の一致率を上げる *13	4.1%	10%
	Ⅲ-4 共通	介護への支援			
目標	課題		指標	現状値	平成30年度 目標値
Ⅳ 男女平等参画の推進	Ⅳ-1 ★	男女平等推進センター パリテの事業の充実	男女平等推進センターパリテの認知度を上げる *14	16.6%	40%
	Ⅳ-2	推進体制の整備と充実	西東京市男女平等参画推進計画の認知度を上げる *15	21.9%	40%
	Ⅳ-3	庁内の男女平等参画の推進	女性係長級職以上の割合を増やす *16	20.2%	23%
	Ⅳ-4	男女平等参画推進計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす *17	34%	50%

\*1 男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査により、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという意識に「反対」と「どちらかといえば反対」と思う人の割合（平成24年）

\*2、4、5、12、13 男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査による（平成24年）

\*3、6 庁内調査による（平成25年7月1日）

\*7、8、9、14、15 男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査により、「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」人の割合（平成24年）

\*10 男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査項目を新たに追加し、「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」人の割合（平成24年）

\*11 男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査により、見聞きしたことが「ある」人の割合（平成24年）

\*16 全女性職員のうち係長級職以上の割合（平成25年4月1日）

\*17 西東京市男女平等参画推進計画実績評価報告により、A評価の割合（23年度実績）



資料編

# 1 男女平等参画推進に関する国内外の主な動き（年表）

	国連等の動き	日本国内の動き
1945年 (昭和20年)	・世界婦人会議(パリ)開催	・日本国憲法制定 ・普通選挙法改正(婦人参政権の付与)
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 ・「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択(ILO)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・衆・参両議院本会議で「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択 ・「育児休業法」公布(女子教職員・看護婦・保母等を対象)
1976年 (昭和51年)	・国連婦人の10年(1976年～1985年)	・民法一部改正 (離婚後も婚姻中の姓を称することができる)
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館(嵐山町)開館
1978年 (昭和53年)		
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法等の一部改正(配偶者法定相続分改定等)
1981年 (昭和56年)	・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇に関する条約)」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定
1982年 (昭和57年)		
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布 (父系血統主義から父母両系血統主義へ)
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)で「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」を批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」公布
1986年 (昭和61年)		・「労働基準法」一部改正(女子保護規定緩和等) ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年 (昭和63年)		・「労働基準法」一部改正(労働時間の短縮等)
1989年 (平成元年)		・「法令」の一部を改正する法律 公布 (婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正)
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年 (平成3年)		・「育児休業等に関する法律」制定 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定
1992年 (平成4年)		・婦人問題担当大臣設置
1993年 (平成5年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 ・国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布 ・中学校での家庭科の男女必修完全実施
1994年 (平成6年)	・国際家族年 ・世界人口開発会議がカイロにて開催	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」「行動綱領」を採択	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」改正(法律名及び内容の改正) ・ILO「156号条約批准」 ・戸籍から「非嫡出子」の記述が廃止
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「優生保護法の一部を改正する法律」制定 ・男女共同参画推進連携会議発足

	東京都の動き	市の動き
1945年 (昭和20年)		
1975年 (昭和50年)	・東京都議会が「婦人の社会的地位向上に関する決議」を採択	
1976年 (昭和51年)	・東京都婦人問題懇話会が「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」を提言 ・「都民生活局婦人計画課」設置	
1977年 (昭和52年)	・「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ・婦人相談センター開設	
1978年 (昭和53年)	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・東京都婦人情報センター開設	
1980年 (昭和55年)	・「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	
1981年 (昭和56年)	・「東京都婦人問題協議会」設置	
1982年 (昭和57年)		保谷…「懇話会準備市民委員会」発足
1983年 (昭和58年)	・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	保谷…「企画部広報課市民活動係(担当) ・「婦人行動計画策定のための提言(中間答申)」
1984年 (昭和59年)		田無…「第二期基本構想・第一次調整計画の計画課題として「婦人問題」を掲げる 保谷…「婦人問題意識・実態調査」実施
1985年 (昭和60年)		田無…「男子職員に育児時間の付与」 保谷…「婦人行動計画策定のための提言」答申
1986年 (昭和61年)		保谷…「婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		保谷…「女性情報誌「BeFlat」発行(創刊) ・「保谷市婦人行動計画推進協議会」発足
1988年 (昭和63年)	・東京都婦人問題協議会が「東京ウィメンズプラザ(仮称)の基本構想」を報告	保谷…「保谷市女性フォーラム(第1回) ・「婦人問題意識・実態調査」実施
1989年 (平成元年)		
1990年 (平成2年)		保谷…「生活文化課市民生活係(担当)」
1991年 (平成3年)	・「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・「東京都男女平等推進基金」設置	田無…「企画部企画課企画担当(担当) ・第三期基本構想・基本計画の計画課題に「女性の社会参加推進計画の策定」を掲げる ・「女性問題検討委員会」設置 保谷…「男女共生社会を目指す保谷プラン」策定
1992年 (平成4年)	・(財)東京女性財団設立	田無…「女性問題調査報告書」作成
1993年 (平成5年)		田無…「田無市女性問題審議会」設置
1994年 (平成6年)		田無…「田無市における今後の女性問題関係施策の基本的考え方について」答申 ・「田無市女性行動計画策定委員会」設置
1995年 (平成7年)	・東京ウィメンズプラザ開館	
1996年 (平成8年)		田無…「田無市女性行動計画『たなし男女平等推進プラン』」策定 ・中央図書館行政資料コーナーに女性問題関係資料設置

	国連等の動き	日本国内の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」「労働省設置法」一部改正</li> <li>・「介護保険法」制定</li> <li>・「男女共同参画審議会設置法」制定</li> </ul>
1998年 (平成10年)		
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」制定</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性2000年会議をニューヨーク国連本部にて開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</li> <li>・「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」公布</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局を設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>
2002年 (平成14年)		
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」制定</li> <li>・「少子化社会対策基本法」制定</li> </ul>
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第31回女子差別撤廃委員会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」改正</li> <li>・「育児・介護休業法」一部改正</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第32回女子差別撤廃委員会開催・第49回国連婦人の地位委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」制定</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画推進プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「児童虐待防止法」一部改正</li> </ul>
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」一部改正</li> </ul>
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2011年 (平成23年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点による「防災基本計画」の修正</li> </ul>
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点による「防災基本計画」の修正</li> </ul>
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正</li> </ul>
2014年 (平成26年)		

	東京都の動き	市の動き
1997年 (平成9年)	・東京都女性問題協議会が「男女が平等に参画するまち東京」を報告	保谷……「第三次保谷市女性行動計画策定のための提言」答申
1998年 (平成10年)	・「男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	田無……生活環境部産業文化課生活文化・女性係(担当) ・田無市女性情報誌「アンサンブル」発行 保谷……「保谷市男女平等推進プラン」策定
1999年 (平成11年)		保谷……「男女平等推進プラン推進状況調査」実施 ・「男女平等推進プラン推進状況(10年度)報告書」発行 田無……田無市民がつくる男女平等情報誌「女と男のアンサンブル」発行
2000年 (平成12年)	・「東京都男女平等参画基本条例」制定	保谷……生活文化課女性施策係(担当) ・男女平等推進委員会発足 ・男女平等推進プラン推進状況の報告発行 ・男女平等に関する保谷市民意識・実態調査実施 ・男女平等推進委員会から市長へ「保谷市における男女平等参画社会の実現に向けた施策の基本的考え方について(答申)」提出
2001年 (平成13年)	・「東京都男女平等を進める会」設置	・西東京市誕生 ・市民生活部生活文化課男女平等推進係(担当) ・男女平等情報誌「エガール」発行
2002年 (平成14年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2002」策定 ・配偶者暴力相談支援センター業務を開始	・「男女平等参画行動計画推進委員会」設置 ・「平成13年度事業実績調査」実施 (男女平等推進プラン実施状況作成) ・「第1回男女平等参画推進フォーラム」実施 ・「男女平等参画推進委員会」設置 ・「女性相談事業」開始
2003年 (平成15年)		・「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ・男女平等参画推進委員会に「女性センター検討小委員会」設置 ・「平成14年度事業実績調査」実施 (男女平等推進プラン実施状況作成)
2004年 (平成16年)		・「西東京市男女平等参画推進計画」策定
2005年 (平成17年)	・「次世代育成支援 東京都行動計画」策定	・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成16年度)
2006年 (平成18年)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成17年度)
2007年 (平成19年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成18年度) ・生活環境部生活文化課男女平等推進係(担当)
2008年 (平成20年)		・西東京住吉会館内に「西東京市男女平等推進センター バリテ」開館 ・「男女平等推進センター企画運営委員会」設置 ・西東京市男女平等情報誌バリテ創刊 ・バリテだより創刊 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成19年度)
2009年 (平成21年)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「西東京市第2次男女平等参画推進計画」策定 ・第1回バリテまつり実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成20年度)
2010年 (平成22年)		・生活文化スポーツ部協働コミュニティ課男女平等推進係(担当) ・「ワークライフバランス推進労使宣言」締結 ・第2回バリテまつり実施 ・第1回バリテ利用者懇談会実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成21年度)
2011年 (平成23年)		・第3回バリテまつり実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成22年度)
2012年 (平成24年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2012」策定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施 ・「男女平等に関する職員意識調査・実態調査」実施 ・第4回バリテまつり実施 ・第1回企画運営委員の報告と懇談の集い実施 ・第1回男女平等推進団体連絡会実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成23年度)
2013年 (平成25年)		・第5回バリテまつり実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成 (平成24年度)
2014年 (平成26年)		・「西東京市第3次男女平等参画推進計画」策定 ・「西東京市配偶者暴力対策基本計画」策定(第3次計画に包含)

## 2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日  
(国際連合第34回総会)  
効力発生 1981年9月3日  
日 本 国 1985年6月25日 批准書寄託  
1985年7月25日 効力発生

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経

済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展，世界の福祉及び理想とする平和は，あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し，

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献，母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し，また，出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく，子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し，

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し，

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して，

次のとおり協定した。

## 第 1 部

### 第 1 条

この条約の適用上，「女子に対する差別」とは，性にに基づく区別，排除又は制限であって，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第 2 条

締約国は，女子に対するあらゆる形態の差別を非難し，女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により，かつ，遅滞なく追求することに合意し，及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め，かつ，男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し，かつ，権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え，かつ，公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人，団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第 3 条

締約国は，あらゆる分野，特に，政治的，社会的，経済的及び文化的分野において，女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として，女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を實現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、



特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第 11 条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第 12 条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第 14 条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第 4 部

### 第 15 条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第 16 条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一

の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第 5 部

### 第 17 条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われるこ

- と並び異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
  - 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
  - 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
  - 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
  - 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第 18 条

- 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
  - その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第 19 条

- 委員会は、手続規則を採択する。
- 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

#### 第 20 条

- 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

### 第 21 条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

### 第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第 6 部

### 第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第 25 条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第 26 条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第 27 条

1. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

### 第 28 条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報

---

する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第 29 条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

### 3 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号

同 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第十二条)

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

#### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### **(男女の人権の尊重)**

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### **(社会における制度又は慣行についての配慮)**

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### **(政策等の立案及び決定への共同参画)**

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを

旨として、行われなければならない。

#### **(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### **(国際的協調)**

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### **(国の責務)**

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### **(地方公共団体の責務)**

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### **(国民の責務)**

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理



念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、

又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### **(施策の策定等に当たっての配慮)**

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### **(国民の理解を深めるための措置)**

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### **(苦情の処理等)**

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### **(調査研究)**

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### **(国際的協調のための措置)**

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### **(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **第三章 男女共同参画会議**

#### **(設置)**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### **(所掌事務)**

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。  
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。  
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 （平成十一年十二月二十二日法律  
第百六十号） 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届

出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用につ

いて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏

示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### **(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)**

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### **(警察官による被害の防止)**

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **(警察本部長等の援助)**

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同

じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### **(福祉事務所による自立支援)**

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **(被害者の保護のための関係機関の連携協力)**

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。



**(苦情の適切かつ迅速な処理)**

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

**第四章 保護命令****(保護命令)**

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に

危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような

- 事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五

歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

### (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命

令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

### (保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立

ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### **(保護命令の申立てについての決定等)**

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住

所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### **(即時抗告)**

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、

当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを

確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並

びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、

民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を

回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号

及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の



施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附則〔平成十六年法律第六十四号〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

##### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に

基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

##### (施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 5 東京都男女平等参画基本条例

平成十二年三月三十一日 条例第二十五号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十一条）

第三章 男女平等参画の促進（第十二条・第十三条）

第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）

第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条—第十九条）

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、

基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

### (都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

### (都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

### (都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第二章 基本的施策

### (行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進

していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

#### (普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

#### (年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

### 第三章 男女平等参画の促進

#### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

### 第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

### 第五章 東京都男女平等参画審議会

#### (設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

#### (専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

#### (委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

**(運営事項の委任)**

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 6 西東京市男女平等参画推進委員会条例

平成14年3月29日条例第5号  
注 平成21年12月から沿革を付した。  
改正平成19年6月25日条例第40号  
平成21年12月24日条例第47号

### (設置)

第1条 西東京市における男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため、西東京市男女平等参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 男女平等参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等参画推進施策の推進に関すること。
- (3) その他男女平等参画推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 市内関係団体の代表 4人以内
- (3) 公募による市民 5人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。  
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。  
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成19年6月25日条例第40号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

### 附 則 (平成21年12月24日条例第47号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 7 西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿

任期：平成 24 年 7 月 31 日～平成 26 年 7 月 30 日

区分	氏 名
学識経験	渥美 由喜 ◎
	石崎 節子 ○
	小澤 和彦
	島 直子
	牧田 幸
関係団体代表	大野 雅生
	新保 明(平成 25 年 3 月 31 日まで)
	後藤 健祐(平成 25 年 4 月 1 日より)
	坂元 綾子(平成 25 年 11 月 30 日まで)
	海老澤 栄(平成 25 年 12 月 1 日より)
	布施 秀俊
公募市民	大竹 敦子(平成 24 年 11 月 1 日より)
	高田 範子(平成 24 年 11 月 1 日より)
	谷関 幸子
	照沼 育美(平成 24 年 11 月 1 日より)
	渡辺 美恵

◎は委員長、○は副委員長

## 8 西東京市男女平等参画推進委員会開催経過

日程	議題
平成 24 年 8 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長挨拶 ・委嘱状交付 ・自己紹介・委員長・副委員長選出</li> <li>・諮問 ・西東京市男女平等参画推進委員会の運営等について</li> <li>・今後の日程について ・前委員会からの送り事項について</li> <li>・市民意識・実態調査について</li> </ul>
平成 24 年 9 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査(案)の決定について</li> <li>・職員意識・実態調査について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 23 年度)について</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査について</li> <li>・職員意識・実態調査(案)の決定について</li> <li>・パリティ登録団体へのグループインタビュー調査について</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・勉強会:西東京市の現状について</li> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員意識・実態調査の実施について</li> <li>・パリティ登録団体へのグループインタビュー調査について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 23 年度)評価方法について</li> <li>・市民意識・実態調査結果速報について</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査中間報告書(案)について</li> <li>・パリティ登録団体へのグループインタビュー結果について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 23 年度)評価について</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 1 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成23年度)評価について</li> <li>・市民意識・実態調査報告書(案)について</li> <li>・市民意識・実態調査報告書概要版(案)について</li> <li>・職員意識調査結果とりまとめ案について</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査報告書(案)の決定について</li> <li>・市民意識・実態調査報告書概要版(案)の決定について</li> <li>・職員意識・実態調査とりまとめ(案)について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成23年度)評価について</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 3 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会:「西東京市第3次男女平等参画推進計画策定に向けて」 講師 内藤 和美 氏</li> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成23年度)評価のまとめにつ いて</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 4 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成23年度)評価のまとめにつ いて</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画策定にあたって</li> <li>・西東京市の男女平等参画推進を取り巻く現状と課題の整理</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画の体系の検討に向けて</li> </ul> </li> </ul>



日程	議題
平成 25 年 5 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成23年度)評価のまとめについて</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画 総論(案)について</li> </ul>
平成 25 年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画実績評価報告書から見る第3次計画への課題について</li> <li>・体系案について ・基本目標 I の施策と事業案について</li> </ul>
平成 25 年 7 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・体系案について ・基本目標 I、II の施策と事業案について</li> </ul>
平成 25 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・体系案について ・基本目標 I～IV の施策と事業案について</li> </ul>
平成 25 年 9 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)について</li> <li>・指標の設定について</li> <li>・重点項目の設定について</li> </ul>
平成 25 年 10 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)について</li> <li>・指標及び重点課題について</li> </ul>
平成 25 年 11 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 24 年度)評価について</li> </ul>
平成 25 年 11 月 11 日から 12 月 10 日	西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)に対するパブリックコメント
平成 25 年 11 月 25 日	第1回 西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)に対する市民説明会(住吉会館)
平成 25 年 12 月 5 日	第2回 西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)に対する市民説明会(田無庁舎)
平成 25 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 24 年度)評価について</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)について</li> <li>・コラム・資料編について</li> <li>・パブリックコメント・市民説明会の実施結果について</li> </ul>
平成 26 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・パブリックコメントの回答と西東京市第3次男女平等参画推進計画(素案)への反映について</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画(案)について</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画概要版について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 24 年度)評価について</li> </ul>
平成 26 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画(案)について</li> <li>・西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画概要版について</li> <li>・第2次男女平等参画推進計画各課実績(平成 24 年度)評価について</li> </ul>
平成 26 年 2 月 18 日	市長へ答申

## 9 西東京市男女平等推進会議設置要綱

### 第1 設置

西東京市における男女平等の推進を図るため、西東京市男女平等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、市長に報告する。

- (1) 男女平等に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女平等に関する施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女平等参画推進計画の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等に関する施策に必要な事項

### 第3 構成

推進会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所管の副市長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理室長
- (5) 市民部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子育て支援部長
- (8) 生活文化スポーツ部長
- (9) 都市整備部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 教育部長

### 第4 任期

委員の任期は、第2に規定する報告を行うまでとする。

### 第5 会長及び副会長

会長は、所管の副市長をもって充て、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、生活文化スポーツ部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 第7 幹事会の設置

推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議から付議された事項について調査及び検討をするほか、男女平等に関する施策の推進に必要な事項を協議し、その結果を会長に報告する。
- 3 幹事会の会員は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会の幹事長は、生活文化スポーツ部協

働コミュニティ課長の職にある者をもって充てる。

- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 幹事会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決すところによる。
- 8 幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くこと又は関係課に資料の提出を求めることができる。

## 第8 小委員会

幹事会は、第7第2項に規定する所掌事務の調査、研究その他の作業を行うため、幹事長が必要と認めるときは小委員会を設けることができる。

- 2 前項の小委員会の構成、運営等については、幹事長が別に定める。

## 第9 庶務

推進会議及び幹事会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

## 別表（第7関係）

企画部企画政策課長	子育て支援部児童青少年課長
総務部職員課長	生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
市民部健康課長	生活文化スポーツ部産業振興課長
福祉部生活福祉課長	都市整備部都市計画課長
福祉部高齢者支援課長	教育部教育指導課長
子育て支援部子育て支援課長	教育部社会教育課長
子育て支援部保育課長	教育部公民館長

## 10 用語集

本計画内に掲載されている用語について説明を掲載しています。またその用語が初めて計画書内に出てきたページを記載しています。

用語	ページ	内容
あ行		
イクメン	64	子育てを楽しみ自分自身も成長する男性のこと。
NPO	38	Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。 行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法(特定非営利活動促進法)に基づく認証を得た団体は法人格を有する。
M字曲線	13	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
か行		
家族経営協定	38	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。 「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。
固定的性別役割分担	5	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。
コミュニティビジネス	23	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み。ボランティア活動とは異なり、より効率的に活動し、かつ始めた以上は、責任を持って継続的・安定的に行うために、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するものである。
さ行		
ジェンダー	3	「社会的・文化的に形成された性別」のことである。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用語	ページ	内容
シェルター	52	DV の被害にあっている人が、緊急一時的に避難する宿泊のできる施設のことをシェルターという。宿泊場所を加害者に知られないようにする必要はある。
スーパーバイズ	52	相談員が、相談者の訴えを明確に把握し、的確な対応をしているかどうかを、専門性をもった第三者の目を通して検討し、相談員の援助をする取り組みである。
ストーカー	23	同一の者に対し「つきまとい等」(つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、乱暴な言動、無言電話・連続した電話・ファクシミリ・電子メール、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害)を繰り返して行う者をいう。
性同一性障害	48	性同一性障害とは、生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない状態を指す。性同一性障害のある人々は、自分の「こころの性」と「からだの性」が一致しないことにより社会生活に支障が生じる。日本では、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づいて、診断と治療が行われており、性別適合手術をはじめ、性同一性障害のある人々に対する治療は、正当な医療行為として認知されている。こうした治療を受け、性別適合手術、さらに戸籍上の性別を変更する人もいるし、そうでない人もいる。
セクシュアル・ハラスメント	23	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る人権侵害のことである。

## た行

男女共同参画社会	5	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことである。
地域包括支援センター	69	予防重視型システムの構築に向けて、公正・中立な立場から「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターが設置されている。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開する。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わることになっている。
デートDV	51	結婚していない恋人間で、親密な相手を思い通りに動かすために、身体のみならず、言葉、態度などを複合的に使って相手の人権を侵害する暴力のこと。

用語	ページ	内容
DV(ドメスティック・バイオレンス)	4	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)を略してDVという。直訳すれば「家庭内の暴力」だが、日本で家庭内暴力というと、子どもが親に対して振るう暴力と取られがちなため、一般には「夫や恋人からの暴力」や「親しい間柄での暴力」と訳される。身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、性的な暴力なども含まれ、加害者にも被害者にも学歴や職業などの偏りはない。
テレワーク	63	情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことである。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。

#### は行

配偶者暴力相談支援センター	52	配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。東京都では現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っている。
ファミリー・サポート・センター	67	地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人(ファミリー会員)と子どもを預りたい人(サポート会員)がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。
福祉サービス第三者評価	69	社会福祉法第78条では、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することとしている。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報として公表する。
ポジティブ・アクション	23	「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。ただし、目標が達成された時には、廃止されなければならない。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

#### ま行

メディア・リテラシー	23	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことである。
------------	----	---

#### ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	57	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。妊娠・出産に限らず、女性の生涯を通じた身体・性の健康(リプロダクティブ・ヘルス)と、これを保障する労働・生活環境の要求など、女性の自己決定権(リプロダクティブ・ライツ)からなる。
------------------	----	---

用語	ページ	内容
ロールモデル	35	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。 「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分にあつたチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

## わ行

ワーク・ライフ・バランス	4	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことである。
ワンストップサービス	52	各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいう。 手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としている。

用語の内容は、「西東京市第2次男女平等参画推進計画」、内閣府男女共同参画局ホームページの用語集、「西東京市産業振興マスタープラン」の用語集、警視庁「ストーカー規制法」、公益財団法人人権教育啓発推進センター発行「人権ポケットブック4」、「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」の用語集、一般社団法人日本テレワーク協会、「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成24年3月)、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン(西東京市次世代育成支援行動計画)後期」(平成22年度～26年度)から引用しています。

用語の内容は、東京都発行「デートDV」カード、国際女性の地位協会編「改訂学んで活かそう女性の権利」2012年を参照しています。





# 西東京市第3次男女平等参画推進計画 西東京市配偶者暴力対策基本計画

---

発行：平成26年3月

編集・発行：西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課男女平等推進係

〒202-0005 東京都西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内 男女平等推進センター パリテ

TEL 042-439-0075 FAX 042-422-5375



古紙配合率100%再生紙を使用しています





「いこいな」  
©シンエイ／西東京市

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

